

(第三部)

第一百十二回

參議院法務委員會會議錄第

昭和六十三年三月二十八日(月曜日)

午前十時開會

委員氏名

委員長 理事事理理事事事  
三木 忠雄君 工藤万砂美君 鈴木 省吾君 猪熊 重二君 橋本 敦君

理事會

工藤万砂美君  
鈴木省吾君  
猪熊重二君  
橋本敦君

事務局側  
最高裁判所事務  
總局民事局長  
務兼最高裁判所事務  
務總局行政局長  
最高裁判所事務  
總局刑事局長

泉 德治君

○本日の会議に付した案件  
○国政調査に関する件

自治省行政局選挙部選舉課長 担任 宗孝君

○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
去る十二月二十六日、安永英雄君が委員を辞任  
され、その補欠として千葉景子君が選任されました。

○委員長(三木忠雄君) 国政調査に関する件につ

いてお詫びいたします。  
本委員会は、本期国会におきましても、検察及  
裁判の監督を二回一回行つてゐました。

ひ裁判の運営等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 檢察及び裁判の運営等に

関する調査を議題といたします。

貴様には、常日ごろ法務行政の適切な運営につき  
らその所信を聴取いたします。林田法務大臣  
○國務大臣(林田悠紀夫君) 委員長を初め委員の

- 1 -

委員		大臣		法務大臣		委員		大臣		法務大臣		委員		大臣		法務大臣		委員		大臣		法務大臣		委員	
最高裁判所長官代理者	裁判所長官代理者	運輸大臣官房審議官	法務省人國管理局長	法務省人權擁護局長	法務省人權擁護局長	法務省保護局長	法務省矯正局長	法務省刑事局長	法務省民事局長	法務大臣官房會計課長	法務大臣官房長	秋山千葉	林長造君	西川潔君	嘉彥君	林達君	信君	長谷川	中西一郎君	下稻葉耕吉君	鈴木重二君	猪熊敦君	橋本		
大西勝也君	金田好生君	熊谷直博君	高橋欣一君	菊池信男君	栗田啓二君	河上和雄君	岡村泰孝君	藤井正雄君	則定衛君	根來泰周君	林田悠紀夫君	西川潔君	秋山千葉	林長造君	西川潔君	嘉彥君	林達君	信君	長谷川	中西一郎君	下稻葉耕吉君	鈴木重二君	猪熊敦君	橋本	
裁判所長官代理者	最高裁判所長官代理者	運輸大臣官房審議官	法務省人國管理局長	法務省人權擁護局長	法務省人權擁護局長	法務省保護局長	法務省矯正局長	法務省刑事局長	法務省民事局長	法務大臣官房會計課長	法務大臣官房長	秋山千葉	林長造君	西川潔君	嘉彥君	林達君	信君	長谷川	中西一郎君	下稻葉耕吉君	鈴木重二君	猪熊敦君	橋本		
大西勝也君	金田好生君	熊谷直博君	高橋欣一君	菊池信男君	栗田啓二君	河上和雄君	岡村泰孝君	藤井正雄君	則定衛君	根來泰周君	林田悠紀夫君	西川潔君	秋山千葉	林長造君	西川潔君	嘉彥君	林達君	信君	長谷川	中西一郎君	下稻葉耕吉君	鈴木重二君	猪熊敦君	橋本	

明員	務局側	常任委員会専門	最高裁判所事務	最高民事裁判所事務	最高行政裁判所事務
片岡定彦君	吉丸貞君	泉徳治君	総局刑事局長	総局民事局長	総局行政局長
廣瀬権君	深山健男君	吉丸徳治君	警察庁刑事局捜査第一課課長	警察庁刑事局暴力団対策室長	警察庁刑事局保安部生活経済課長
田口朔君	田口朔君	吉丸徳治君	警察庁警備局公安第二課課長	国土庁計画・調整局総務課長	国土庁計画・調整局総合交通課長
川口融君	神谷拓雄君	吉丸徳治君	法務省入国管理局登録課長	外務省国際連合局人権難民課長	厚生省保健医療局精神保健課長
黒木忠正君	国枝昌樹君	吉丸徳治君	厚生省社会局保護課長	厚生省社会局人権課長	厚生省社会局人権課長
小沢秀資君	小林秀資君	吉丸徳治君	労働省職業安定企画課長	労働省高齢者対策部長	厚生省社会局老人福祉課長
真野章君	木村富美雄君	吉丸徳治君	建設省都市局課長	建設省都市局課長	近藤茂夫君

○委員長(三木忠雄君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

まして、格別の御支援と御鞭撻をいただき、厚く御礼を申し上げます。

法秩序の維持と国民の権利の保全を図ることを使命とする法務行政の運営に当たる私の基本的姿勢につきましては、昨年の当委員会において就任のごあいさつをいたしました際に申し述べたところでありますので、ここでは、当面する法務行政の重要施策につきまして所信の一端を申し述べ、委員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第一は、最近の犯罪情勢と治安の確保及び法秩序の維持についてであります。

最近における犯罪情勢を概観いたしますと、一般的にはおむね平穏に推移していると認められるのであります。その内容を見ますと、身の代金目的の誘拐事件、保険金目的の殺人事件、暴力団構成員による銃器を使用した殺傷事件等の凶悪事犯が後を絶たず、地方公共団体の首長等による汚職犯も依然として多発しており、さらにはコンピューターによる情報処理システムを悪用した事件、多数かつ広域にわたる一般庶民を対象とした詐欺事件、えせ同団体による恐喝事件、地価高騰を背景とした不動産取引に関連する暴力事件、多額の株式売買益の脱税事件等の最近の社会経済情勢を反映した事犯も相次いで発生しているほか、来日外国人による犯罪や諸外国と検査共助を要する事件の増加など、犯罪の国際化の傾向が一層顕著となってきており、また、覚せい剤を中心とする薬物の乱用も引き続き鎮静化する兆しを見ることなく一般国民の間に拡散浸透していると認められます。さらに、過激派集団は、新東京国際空港第二期工事阻止等を呼号し、過般の皇太子殿下沖縄訪問の際に呼号し、対する金属弾射事件に見られるように悪質なゲリラ事犯等を相次いで敢行しているほか、昨年十一月には、昭和五十二年九月に発生したいわゆるダッカ・ハイジャック事件の犯人である丸岡修が日本国内において逮捕されるなど、日本赤軍の新たな活動をうかがわせる動向も取られ、警戒を要するところであります。加えて、次代を担うべ

き少年の非行は依然として高い水準を維持しているのであります。今後における犯罪の動向には、引き続き厳戒を要するものがあると申さなければなりません。

私は、このような事態に的確に対処するため、関係諸機関との緊密な連絡協調のもとに適正に、妥当な検察権の行使に遺憾なきを期し、もつて良好な治安の確保と法秩序の維持に努めてまいりたいと存じております。

第二は、犯罪者及び非行少年に対する矯正処遇と保護観察処遇についてであります。

犯罪者及び非行少年の社会復帰及び再犯防止につきましては、国民各層の幅広い参加、協力を求めながら、刑務所、少年院等における施設内処遇と更生保護機関による社会内処遇を一層充実強化し、相互の有機的連携を図る等、その効果を高める措置を講じてまいる所存であります。

そのためには、まず施設内処遇につき、犯罪者の改善更生及び非行少年の健全育成の推進に効果的に寄与し、時代の要請にもこたえ得る適切な矯正処遇の実現に努めるとともに、関係機関・団体相互の緊密な連携のもとに適時適正に仮釈放を許して保護観察への円滑な移行を図り、また、保護観察等の社会内処遇において、現下の社会情勢、犯罪情勢の変化に即応した有効適切な処遇及び措置のあり方を追求し、実施してまいりたいと考えております。

また、監獄法の全面改正を図るための刑事施設法案につきましては、第九十六回国会に提出し、第百回国会において衆議院が解散されたことに伴い廃案となつた経緯がありますが、その後、法務省では、同法律案の修正を求める動きのあった日本弁護士連合会と合計二十六回の会議を持つて意見の交換を行うとともに、留置施設法案を所管する警察庁と意見調整を図り、必要な修正を加えた上、昨年四月三十日、第百八回国会に再提出し、以後の四国会において継続審査の扱いとなつて現在に至っております。刑事施設法案は、もはや時

代に適合しなくなつた現行監獄法を全面的に改めるもので、刑事施設の適正な管理運営を図るばかりでなく、被収容者の人権の尊重に配意し、被収容者の収容の性質に応じて適切な処遇を行うことを目的として、被収容者の権利義務に関する事項を明らかにし、その生活水準の保障を図り、受刑者の改善更生に資する各般の制度を整備するなど、被収容者の処遇全般にわたつて大幅な改善を行おうとするものであります。監獄法の改正作業は、昭和五十五年十一月に法制審議会の答申を得てから既に七年を経過していて、立法化が急がれるのであります。これは刑事司法の重要な一翼を担う矯正制度の近代化を図るものであつて、現行法では実現不可能である国際水準を満たす法制度の確立という観点からも不可欠のものであります。今国会において十分な御審議を経て、速やかに成立に至るようお願いする次第であります。

第三は、一般民事関係事務の処理、訟務事件の処理及び人権擁護活動についてであります。

一般民事関係事務は、登記事務を初めとして量的に逐年増大するとともに、社会経済生活の多様化を反映して複雑困難の度を強めてきております。これに対処するため、かねてから人的物的両面における整備充実に努めるとともに、組織、機構の合理化、事務処理の能率化、省力化等に意を注ぎ、適正迅速な事務処理体制の確立を図り、国民の権利保全と行政サービスの向上に努めてまいりましたところであります。特に、登記事件は、経済規模の拡大、公共事業の活発化等に伴い増加の一途をたどっているところであり、その適正迅速な処理を確保することが重要な課題であります。

このため、昭和六十年度に創設された登記特別会計制度の趣旨に即して、コンピューター化を中心とする登記事務処理体制の抜本的改善に鋭意努めることを所存であります。

その一環といたしまして、登記事務のコンピューター化について昨年十月に得た民事行政審議会の答申を踏まえ、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案を今国会に提出したと

ころであります。十分な御審議をいただき、速やかに成立に至るようお願いする次第であります。次に、訟務事務は、今日の社会経済情勢と国民の権利意識の変化等を反映して、複雑困難な事件が増加する傾向にあります。訴訟の結果いかんが政治、行政、経済、社会等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない状況にありますので、今後ともこれら事件の適正、妥当な処理に万全を期し、個人の権利、利益と国民全体の利益との間の正しい調和が図られるようにすることに努めてまいりたいと存じます。

また、人権擁護行政につきましては、従来より、国民の間に広く人権尊重の思想が普及徹底するよう努めてきているところであります。特に本年は世界人権宣言四十周年に当たりますので、この機会に国民の基本的人権の保障をより一層確かなものとするため、さまざまなメディアを通じての啓発に一段と工夫を凝らしてまいる所存であります。また、具体的な人権に関する相談や人権侵犯事件の調査処理を通じて関係者に人権思想を啓発し、被害者の救済にも努めている所存であります。

なかなか、法務省が二年有半取り組んできました。具体的な人権に関する相談や人権侵犯事件の調査処理を通じて関係者に人権思想を啓発し、被害者の救済にも努めている所存であります。

なお、具体的な人権に関する相談や人権侵犯事件の調査処理を通じて関係者に人権思想を啓発し、被害者の救済にも努めている所存であります。

第四は、出入国管理事務の処理についてであります。

近年、我が国と諸外国との交流が、政治、経済、文化等のあらゆる面においてますます活発となるに伴い、我が国に出入国する内外人の数が逐年大幅に増加するとともに、我が国に在留する外国人の活動の範囲や内容も一層複雑、多様化しております。また、周辺アジア諸国から入国した者によると不法就労等の違反行為も激増の一途をたどつてゐる状況にあり、殊に、最近の円高等を背景としている状況による不法就労事案が

急増し、我が国の社会、経済などに悪影響を及ぼすおそれも生じております。さらに、最近発生いたしました諸事件との関係から改めて指摘されましたがおり、不良内外人の出入国の厳重な管理が一層必要となつてきています。このような現下の情勢にかんがみ、今後とも出入国管理事務の迅速適正な処理及びそのための組織、体制の一層の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

なお、さきの国会で成立いたしました外国人登録法の一部改正につきましては、国会での御審議の経緯等を踏まえつつ、実施に向けて鋭意その準備を行つてゐるところであります。

第五は、司法試験制度の改革についてであります。

司法試験は、裁判官、検察官または弁護士となるうとする者に必要な学識及びその応用能力を判定する国家試験であります。その受験者及び合格者の動向を見ますと、近年合格者の平均年齢は約二十八歳で、合格までの平均受験回数が約六回であるなど、特に在学生を中心とする若年者にとって非常に合格が困難な試験となつております。もとより司法試験は将来の法曹となるべき者を選別する極めて重要な試験であり、その合格が困難であることは当然とも言えるのであります。現状においてはその合格が余りにも困難であるがゆえに、かえつて優秀な人材に法曹への道を敬遠させ、あるいはいたずらに長時間の受験勉強を強いる結果となつてゐるのではないかと懸念するのであります。他方、法曹を取り巻く諸情勢を見ますと、我が国社会は将来ますます高度化し、また、国際化していくと思われるのではあります。そうした中で法秩序を維持し、基本的個人権を擁護すべき法律家の役割は一段と重要ななると考へられます。こうした新しい時代において国民に対する法的サービスをさらに充実させ、社会の高度化、国際化に対して法曹がより的確に対応し得る条件を整備し、また、司法権及び検察権行使の一層の適正迅速化を図るためにも、司法試験制度の改革は焦眉の課題であると考えられるので

あります。

このような観点から、私は司法試験制度のあるべき姿につきまして、法曹基本問題懇談会を設け

各界の有識者から種々貴重な御意見を承つたところであります。さらに関係各方面とも十分意見交換を行つた上で、可及的速やかに法務省としての改革案を取りまとめ、その実現に努めてまいりたいと存じます。

以上、法務行政の重要な施策につきまして所信の一端を申し述べましたが、委員長を初め委員各位の御協力、御支援を得まして重責を果たしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申上げます。

○委員長(三木忠雄君) 以上で林田法務大臣からの所信聴取は終わりました。

○委員長(三木忠雄君) この際、大西最高裁判所事務総長より発言を求められておりますので、これを許します。大西最高裁判所事務総長。

○最高裁判所長官代理者(大西勝也君) 東京高等裁判所長官に転出いたしました草場前事務総長の後を受けまして、去る二月十五日最高裁判所事務総長を命ぜられました大西でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

改めて申し上げるまでもございませんが、裁判所は、具体的事件の裁判を通じまして、基本的人権を擁護し法秩序を維持するという重要な責務を負託されております。この使命を果たすことがで幸いにして、今まで当委員会の皆様方の深い御理解と力強い御支援によりまして、裁判所の運営も次第に充実されてまいりました。今後とも一層の御支援を賜りますよう切にお願いを申し上げる次第でございます。

簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

○委員長(三木忠雄君) 去る二十五日、予算委員会から、二十八日及び三十一日の二日間、昭和六十三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、裁判所事務及び法務省所管について審査の委嘱がありました。

この際、同総予算中、法務省所管を議題といたします。

林田法務大臣から説明を求めます。林田法務大臣。

まず、法務省所管の一般会計予算額は四千二百一億七千八百万円であり、登記特別会計予算額は九百九十六億三千五百万円でありまして、その純計額は四千五百五十二億五百万円となつております。この純計額を昭和六十二年度予算額四千四百五十九億百万円と比較しますと九十三億五百万円の増額となつております。

次に、重点事項別に予算の内容について御説明申し上げます。

まず、定員の関係でありますが、前年度に比較いたしましたと純増九十九人となつております。

昭和六十三年度の増員は、新規四百八十四人と部門間配置転換による振りかえ増員四十四人などを合わせた五百二十八人であり、これに内部振りかえ二十八人を含めると合計五百五十六人となります。

その内容を申し上げますと、一、検察庁における特殊事件、財政経済事件、公安労働事件等に対処するとともに、公判審理の迅速化を図るため百二十人、二、法務局における登記事件、訟務事件及び人権擁護関係の事件に対処するため、登記特別会計の百八十人を含め百九十二人、三、刑務所における保安体制及び医療体制の充実を図るために百三十三人、四、少年院及び少年鑑別所における処遇体制の充実を図るため六十人、五、保護観察官も次第に充実されてまいりました。今後とも一層の御支援を賜りますよう切にお願いを申し上げる次第でございます。

第二に、国民の権利保全の強化につきましては、一般会計では六百八十二億三千七百万円を計上し、前年度予算額と比較しますと二十二億四千三百萬円の増額となつております。

その内容について申し上げますと、まず、登記関係では、登記事務費として五百六十六億八百万円を計上しております。この登記事務費は、登記事務を円滑、適正に処理するために設けられていましたが、ごあいさつにかえさせていたたきました。

法務局のうち登記を除く関係では、国籍、戸籍等の事務処理の充実を図る経費として百九億七千七百万円を計上しております。また、人権擁護活動では、地域改善対策としての啓発等人権擁護活動の充実を図るために六億五千二百円を計上しております。

第三に、非行青少年対策の充実につきましては、一部法秩序の確保と重複しておりますが、三百六十六億一千七百万円を計上し、前年度予算額と比較しますと八億七百万円の増額となつております。

その内容について申し上げますと、青少年検察の充実経費として十二億七百万円、少年院教化活動の充実経費として百六十四億五千百万円、少年鑑別所業務の充実経費として七十八億六千二百万円及び青少年保護観察の充実経費として百十億九千七百万円をそれぞれ計上しております。

第四に、出入国管理業務の充実につきましては百二十億五千六百万円を計上し、前年度予算額と比較しますと六億六千二百万円の増額となつております。

その内容について申し上げますと、出入国及び在留管業務の充実経費として六億六千八百万円及び外国人登録事務処理経費として制度改正に伴う経費を含め十八億八千二百万円等を計上しております。

第五に、施設の整備につきましては、老朽、狭隘化が著しい基幹の大行刑施設の継続整備を含めた法務省の庁舎、施設を整備するための経費として百二十一億四千三百万円を計上しております。

第六に、登記特別会計につきましては総額一千十七億七千万円の歳入、九百九十六億三千五百万円の歳出となつております。登記所等管理制度費七百二十三億四千九百万円、登記事務のコンピューター化計画の推進及び登記簿謄抄本交付事務の適正、迅速化を図る経費百六十五億五千百円、登記申請事件の審査等経費二十四億二千七百万円、法務局の支局出張所等を整備する施設整

備費として七十二億円等をそれぞれ計上しております。

以上、昭和六十三年度法務省所管の予算の概要を御説明申し上げました。

○委員長(三木忠雄君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○千葉景子君 今法務大臣の方から所信をお伺いしたところでございます。その中でも、ことしは世界人権宣言四十周年という年に当たりまして、人権問題にはとりわけ節目の年に当たろうかと思います。

所信の中でも、人権宣言四十周年に当たって、この機会に国民の基本的人権の保障をより一層確かなものにしたいということを表明していただきたいところでございますが、我が國の場合は、最近諸外国からのさまざまな人権問題に対する指摘などが近年なされてまいりました。国連でのアイヌ民族への少数民族としての取り扱いの問題、あるいは障害者、とりわけ精神障害者などへの人権侵害に関する指摘、また在日あるいは来日をしている外国人に対する人権保障の問題、また中国から帰国なさった帰国者あるいは難民等の人権保障の問題、具体的にこれから解決しなければならない課題がたくさんあるかと思ひます。この所信の中でも、部落差別を初めとするもろもろの差別事象の問題について、その根絶を図つてまいりたいということを表明していただいているわけですけれども、近年さまざま指摘されている人権諸問題などを含めまして、再度法務大臣の人権問題に対する今後の取り組み方、こういうものについて御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(林田悠紀夫君) ことしは仰せのようないふうに、世界人権宣言が発布されましてから四十周年に当たる年でありますので、法務省は毎年人権の擁護のための活動を続けてまいっております。

○千葉景子君 それに引き続きまして、昨年十二月二十四日、人権B規約、これについて国連へ第二回目の報告書が提出をされているはずでござい

ます。アイヌの問題につきましても、差別を許してはいかぬということで、国民にそれを周知させるために広く啓発活動を行つてきております。しかし、なおウタリの人々に対する差別でありますとか、その他精神障害者に対する偏見というようなものもずっとあります。今後一層その解消のために啓発に努めてまいりたいと存じております。

○千葉景子君 それでは、少し指摘をさせていたいた具体的な問題について伺いたいというふうに思います。

○千葉景子君 それで、少し指摘をさせていたいた具体的な問題について伺いたいというふうに思います。

まず、アイヌ民族に対する問題でございますけれども、昨年の八月五日、スイスのジュネーブで開かれた国連先住民会議において、日本政府としてもこのアイヌ民族問題について公式な発言をなさつているかと思ひますが、この内容につきまして外務省の方からお答えをいただけませんでしょうか。

○説明員(国枝昌樹君) お答え申し上げます。昨年八月、ジュネーブで開催されました国連先住民作業部会におきまして、北海道ウタリ協会の野村理事長の御発言に対しまして政府代表が次のように述べました。骨子でござりますけれども立場の表明を行いました。

(一) 我が国においては、自己の文化を享有し、自己の宗教を実践し、自己の言語を使用する何人の権利も否定されておらず、アイヌの人々も憲法の下での平等を保障された国民としてかかる権利の享有を否定されていないこと。

(二) アイヌの人々の社会的、経済的地位の向上をはかるため、ウタリ福祉対策が策定されてきています。

(三) 政府としては、单一民族国家論を主張するものではなく、アイヌの人々の存在を否定するものではないこと。

○千葉景子君 ことしは仰せのようないふうに、世界人権宣言が発布されましてから四十周年に当たる年でありますので、法務省は毎年人権の擁護のための活動を続けてまいっております。

まず、この人権B規約二十七条に少数民族に関する規定がございますけれども、これについて国連へどのように報告をなさつているか。これも外務省の方からお答えをいただきたいと思います。

○説明員(国枝昌樹君) お答え申し上げます。国際人権規約B規約第二回報告書でございますが、その中の第二十七条関連部分におきましては、アイヌの人々が独自の宗教及び言語を有し、また文化の独自性を保持していると認められる方において、憲法のもとの諸権利を否定されていないという趣旨を報告しております。

○千葉景子君 いざれにおきましても、一定の文化の独自性、独自の宗教、言語などを保持していることは認めながらも、憲法のもとでは諸権利が否定されていないという認識を発表されているわけでございます。

現在、アイヌの人々、これは北海道庁の昨年行われたウタリ生活実態調査などによりますと、ほぼ二万四千人ほどいらっしゃるというふうに言われております。しかしながら、本当に憲法のもとで諸権利を否定されていないかどうかということにつきましては非常に疑問があるところでございります。

一つは、北海道旧土人保護法、これが施行されまして六十九年経過をしているわけですから、も、この法によりましては、取得した土地、すなわち個人財産に物権設定などをする場合は知事の許可を必要としている、こういう条項があるわけですが、これはどう見てもアイヌの皆さんだけに適用され、一般の我々国民とは権利関係を異にしているのではないか、こんなふうに思われますけれども、現在この法に基づいて毎年どちらの申請あるいは許可が出されているのか。まず、これは厚生省の所管になるんでしようか、お尋ねをしたいと思います。

○説明員(小沢社六君) 北海道旧土人保護法第二条に基づきます北海道知事の許可でございますが、直近の数字で申し上げますと、昭和六十一年度の許可件数は二十六件、それから昭和五十二年

六月から六十一年度でございますから昭和六十二年三月までの累計でございますが、その許可件数が四百四十五件でございます。それで、対象面積が百五十七・六ヘクタールでございます。

○千葉景子君 五十二年から六十一年まで四百四十五件という許可が出されている。これは決してほんの数例というわけではありません。こう見て問題があるのじゃないだろかというふうに思ふんですけれども、この点は法務省などはどうお考えでしょうか。

○政府委員(高橋欣一君) 憲法上問題があるの

じやないかという御質問でございますが、私どもの方といたしましてはアイヌの人たちに対する差別問題につきまして、具体的な問題が生じました場合には人権侵犯事件として処理し、またそういう問題が起らぬないように一般的な啓発を日々行っておるところでございまして、特にそれが憲法上問題であるかどうかといふ点につきましては、現在のところ特段の問題とは認識していないところでございます。

○千葉景子君 それは、非常に憲法を尊重して、そして人権を守つていこうという法務省の考え方

としては大変に私はおかしいと思うんですね。こういう問題にこそ法務省が率先してやはり目を向けて、こういうものがなくなるような措置をしていくというのが任務ではないかといふふうに思ふんですが、この点について、厚生省はこの法律をどういうわけか所管をされているというふうに思ふんですが、この点について、厚生省はどうお考えですか。

○説明員(小沢壮六君) 北海道旧土人保護法第二

条第二項の規定は、同法の第一条の規定によりまして無償下付した土地につきまして、無償下付の目的が達せられるよう必要な制約を定めたものと

いうふうに理解をしておるわけでございまして、その限りにおいては憲法上問題が生ずるというようなものではないのじゃないかというふうに考え

ております。

○千葉景子君 どうも御認識が、いま一つ人権に

対するものとしては弱いというふうに思われるを得ないんです。現在八十九年この法律はたつてゐるわけですね。その当時のいろいろな経緯、それが歴史的に非常にアイヌ民族の皆さんに対してもこの同化政策といいますか、そういう政策のもとで行われてきたわけですから、既に現在までこのような条項を含んだ旧土人保護法というのが存在している、こういうことについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○説明員(小沢壮六君)

北海道旧土人保護法につきましては、名称の問題でございますとか、あるいは先生御指摘の内容的な問題とか、いろいろ御議論があるところでございます。

○説明員(小沢壮六君)

北海道旧土人保護法現行法につきまして直近

の改正

とい

うのが昭和四十三年に行われているわ

けでございますが、その際の改正内容とい

うのは、生活保護法等他の施策と対応でます資貸

か、住宅改良資金の給付

とい

うような規定が從来

あつたわけでございますけれども、そういう規定を削除したところでございますが、結果としまして、その際先生御指摘の二条の北海道知事の許可とか、そういう規定が残つてゐるわけでございま

すが、これは当時改正をするに際しましてウタリの方々の御意見を十分くみ上げておられるところ

の北海道知事の、北海道の御意見が、やはり当

といたします

て、なおこういった土地に対する

規制も必要ではないかというような御意見がございましたので、そういつた御意見も考慮いたしましたので、そのまま残つてきているというところでござります。

○千葉景子君 別に、私は四十三年のことをお尋ねしているわけではありませんで、現在いろいろな指摘がなされている、むしろこういう法律が存

してそのまま残つてきているというところでござります。

○説明員(小沢壮六君)

北海道旧土人保護法第二

条第二項の規定は、同法の第一条の規定によりまして無償下付した土地につきまして、無償下付の目的が達せられるよう必要な制約を定めたものと

いうふうに理解をしておるわけでございまして、その限りにおいては憲法上問題が生ずるというふうの

ものではないのじゃないかというふうに考え

ます。

○説明員(小沢壮六君)

北海道旧土人保護法の存廃につ

きましては、そのようなことで今後やつていきた

いと考

えており

ます。

策というのを実施しているわけでございます。これは各省庁もやつておるわけでございますけれども、この予算措置でやつておる事業につきましては、従来から関係者の方々の意見を取り入れて国

の予算措置として実施しているわけでございますので、今後とも福祉対策につきましては、引き続きそういう形で十分御意見を聞きながら予算措置で対応してまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○千葉景子君 いろいろな福祉対策というようなお話をも出てまいりましたけれども、やはりこの問題は、もう基本的にその福祉問題ということで解決できる問題ではないのかどうかというふうに思います。基本的にはやはりアイヌ民族、これは少数民族の問題として、これまで非常に困難な立場に置かれてきたアイヌ民族の皆さん立場というのを私たちがもう一度反省をして、そして多民族国家として少数民族であるアイヌ民族の皆さん的地位をます明確にする。そして、これまで同化あるいは福祉を中心にしてなされてきたウタリ対策、こういうものから脱却をしてアイヌ民族としての自立とかあるいは自立的な権利、こういうものを保障した基本的な考え方をまず確立すべきではないかというふうに思つておるんですね。世界におきましても、独立国における諸民族、こういうものについては統合主義的な思想といふのはもう後退をして、むしろ諸民族がみずから生きていく、こういう自主的な権利を尊重するという方向になつてきております。まさにこれと同じような問題だらうとアイヌ民族の問題も思うわけですけれども、まず基本的な物の考え方を確立していく、そしてそれにのつとつた制度をつくつていくとともに、やはりそれに対する総合的な機関といふものが必要ではないかと思います。この正式な、総合的な審議機関といふものはこれまでたび重ねて我々も主張し、アイヌの皆さんも要望をしてきたところでございます。北海道開発庁などを中心にして福祉対策の窓口と云ふものはつくりれているわけですけれども、こういうものはつくれ

だけではない、権利を確立する基本的な審議機関についてではなかなか積極的に音頭をとり中

心になる各省庁

といふものが見当たらないわけ

だと思います。

これについてはなかなか積極的に音頭をとり中

心になる各省

庁といふものが見当たらないわけ

だと思います。

改訂案を国会で上げていただきましてありがとうございます。精神保健法の改正は大きな柱が二つあります。一つは精神障害者的人権の擁護を進める、もう一つが精神障害者の社会復帰を進めるというこ

とでございます。精神障害者の方々、現在我が國

で三十四万人ぐらいの方が精神病院に入つてい

らつてしまいますが、そのうち相当数の方は条件が

整えば地域社会で生活ができる、こういう実態調査

の結果がございまして、まずは精神障害者の方々

が、地域で生活できる方は地域で生活ができるよ

うにしてあげるということが大変大切ということ

で、人権を守る手だけでとともに社会復帰の促進と

いうことに大いに力を注いでいきたい、このよう

に考えております。

○千葉景子君 これは今後、私も総理を初め各関係機関にお願いをしながら、また進めていきたい

というふうに思つております。

それでは次に、やはりこれも国連などでも指摘

をされ、諸外国の人権団体などから指摘をされて

まいりました我が國の障害者、とりわけ精神障害者、これに対する問題ですね、若干お聞きをした

というふうに思つています。

この精神障害者また精神医療、こういう問題につきましては精神保健法、これが改正になります。

近々施行されるという運びになつてきておりま

す。大変大きな第一歩が踏み出されたと言つてよ

いのではないかと思ひます。この精神保健法は、

さまざまの国際規約、国際的な人権保障規約、こ

ういうものとの関係でこれらの人権保障規約があ

ります。だからその推進をするためにはまだいろんな

問題点があろうかと思ひますけれども、それは関

係者の意見を聞いて進めていきたいと思つております。

○千葉景子君 精神障害福祉元年と昨年は言われ

たたどることもございましたし、ぜひこれから施策

の充実に努力をいたさたいと思います。

またこの問題は、国際的に国際人権NGOの團

体などの指摘から、こういう改正などの歩みが非

常に急ピッチになつたといふこともございます。

また、ことしもこういう調査団なども来日される

ようございますので、こういうものについても

ぜひとも厚生省なども協力をしながら今後の施策

を進めたいと思います。

それでは次に、やはりこれも大変大きな問題になります。改正がなされました外国人登録法、この問題につきましてお聞かせをいただきたいとうふうに思います。これにつきましては先づる政省令、これが整備をされたところかと思うんですね。この政省令の内容などを踏まえながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、第一点でございますけれども、これはまだやはりこの外国人登録法も内容をこれから検討しなければいけない点も多々あるわけですが、さきの遠藤法務大臣は、この外国人登録法は三年から五年ぐらいの間に再度見直しが必要なのではないか、こういう御発言、御答弁をなさつていらつしやるわけですから、林田法務大臣は、この点については今どんなんふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(林田悠紀夫君) まず、外登法の施行をこしの六月一日という日に定めまして、現在その実施準備を鋭意行つてあるところであります。それで、この法律が国会におきまして附帯決議をいただいておることはよく承知いたしております。附帯決議を尊重しながらその実施に当たつておるわけでござります。また、実施後の状況を見まして、十分附帯決議の趣旨を尊重して、それ以後においても検討を続けていきたい、かようになります。

○千葉景子君 それでは、その附帯決議の問題なんどござりますけれども、参議院の方でも四項目にわたる附帯決議がつけられているわけでござります。この附帯決議、第一項目は外国人登録制度、これの基本的な問題点の検討や改善を今後図つていく。二点目としましては携帯義務、提示義務の規定の運用についての配慮。そして三項目は旧法下における指紋押捺拒否者の取り扱いについて。そして、四項目が関係地方自治体の意見の尊重。大筋こういうような内容の附帯決議がつけられてるわけですが、今回の政省令、これを策定なさるに当たつて、この附帯決議の内容をどのよ

うにまず生かされているのでしょうか、その点について御説明をいただきたい。

○政府委員(熊谷直博君) 附帯決議、今四点御指摘されたとおり、私どももそれを尊重しながら法改正後の準備をやつております。

四点のうち第一点につきまして申しますと、これは今大臣の御答弁にもありましたように、今後新改正法を実施いたしましてから、基本的な問題でござりますので、指紋押捺制度その他、前大臣が検討を約束された諸問題につきまして、その後の慣習それから新法の実施の状況を踏まえつつ、附帯決議の趣旨も尊重しながら新法後で検討をするものでござりますので、現在、今回の政省令に規定として盛り込むという趣旨のものではないかと私ども判断をいたしております。

第二点及び第三点とも今後の新法の運用上の問題であろうかと思います。改正に伴います政省令の整備をいたしましたけれども、この第二点及び第三点は、政省令を含めまして新法の運用上の諸問題であろうかと思います。一部分もう既に運用において実施も見ておるところでござりますので、特に政省令で規定として明文化することはいたしておりません。

第四点につきましては、政省令及びそのもとでの通達等を決めますに当たりまして、都道府県の関係者等と密接に連絡をとりながら、担当の職員も東京に集まつていただきたり、セミナー方式でいろんな意見を交換いたしたりということで、法務本省との間の意思疎通を図りながら、十分にそろそろあります。

○千葉景子君 通達等を今後出されようかというふうに存じております。

○千葉景子君 それでは、その附帯決議の問題なんどござりますけれども、参議院の方でも四項目の意見を聽取しながら整備いたした次第でござります。予定でござりますか。

○説明員(黒木忠正君) 今度の改正、六月一日施行ということになりました、私どもその施行前に各都道府県単位で各市町村職員に集まつてもらいまして研修会を実施する。と申しますのは、今度

の法改正におきまして、従前と事務手続が相当変わ部分がござりますので、そういう研修会を四月、五月にかけまして四十七都道府県で私どもが

出向きましたそういう研修会を実施する。これは先ほどの附帯決議にありますように、自治体の方からそういう強い要望もございまして、そういうことを考えておるわけでございます。

したがいまして、その研修会を実施するためには、その教材となります事務取扱の通達と申しますか、要領と申しますか、そういうものを準備しなければならないということです。私は、その教材となりますが事務取扱の通達と申しますか、要領と申しますか、そういうものを準備しなければならないということです。

現在それはもう決裁を終わりまして印刷業者に今印刷をさせておりますが、相当分厚いものでございます。これが月中には納品になります。四月早々には各自治体の方に配付できるのではないかというふうに考えております。

○千葉景子君 通達といえば、五・一四通達というものがござりますけれども、これについては問題が指摘され、その内容について大変評判が悪かつたということがござりますけれども、この五・一四通達につきましては存置といいますか、そのまま継続をなさつていくことになりますか。

○説明員(黒木忠正君) 五・一四通達は幾つかのことを言つております。その中で、今度の法改正によりまして制度が変わつたために五・一四通達が適用されなくなる部分がござります。そういったことから、私どもといたしましては、五・一四通達はこの機会に廃止をいたします。

ただ、五・一四通達の中には大変基本的な、重要なことを言つております。例えば指紋に関する外部からの照会については答えないので、どうしても必要がある場合は法務省に照会して、法務省の指示を得て提供するようというような基本的な、重要な部分がござりますので、そういった部分は新しい要領の中に取り込んでいく。それから最初に申しました、法律制度が変わつたために適用されなくなる部分は当然のことながら廃止するということで、基本的にはこの通達は廃止すると

いう取り扱いをいたしたいと考えております。

○千葉景子君 それでは、ちょっと細かい点にならうかと思いますが、法の十五条五項、指紋押捺の再命令の関係がございます。これは人物の同一性が確認できないときあるいは指紋が不鮮明など

きというような場合に、指紋押捺の再命令ということにならうかと思いますが、これは具体的にはどのような内容になりますか。同一性の確認ができないというのはどういうような場合があり、また不鮮明な指紋というのは一体どういう場合を具体的に指すのか、ちょっと御説明をお願いします。

○説明員(黒木忠正君) 指紋を再押捺する場合でございますけれども、これにつきましては、一つは登録されている人物とそれから現に窓口に出頭しておる人物との同一性が指紋によらなければ確認できません場合というふうに法律では書いてございます。このことは、單にちょっと疑わしいから指紋を再押捺してくれという趣旨ではございません。このことは、単にちょっと疑わしいから指紋によって確認しなければならない場合という趣旨でございまして、この点につきましても細かく自治体の指導をしてまいろうというふうに考えております。

それから再押捺させる場合には、もう一つは既に押した指紋の指を欠損している場合というのがございます。これは、指紋が人物の同一性を確認するためには必要なものということで指紋の押捺をしてもらつておるわけでございますので、一度押した指紋が、肝心のその指を何らかの事故で失つているような場合、その場合は人物同一性を確認するための手段が失われておりますので、この場合は再度押してもらわぬきやならないということでおございますが、これにつきましても、指のどの程度が欠損すれば押してもらうかということをございまして、私ども指紋を押しましたその部分の半分以上が失われているような場合には押してもうということにしております。

それからもう一つは、「登録原票及び指紋原紙のいずれもが次のいずれかに該当する場合」といふことで、「一つが「紛失し、又は滅失したとき。」、「二つが「押されている指紋がき損、汚損若しくは退色などにより不鮮明となつてゐるとき。」といふことでございまして、市区町村が保管する登録原票それから法務省が保管いたします指紋原紙、指紋はこの両方に押してもらうことになっておりますが、そのいずれもがだめになつた場合ということでございまして、仮に市区町村にある登録原票が何らかの事故によりまして焼けてしまつたり、水浸しなつたりして使えなくなつたような場合でございましても、法務省にあります指紋原紙を取り寄せることによつて、それで補うことができれば当然指紋の再押捺を必要としない。

とを証明してくれるような人の出頭を求めたりして調査をして、それでもなおかつ疑いがある場合でいうふうにしております。それから指紋の不鮮明ということでござりますが、これは不鮮明ないしは、紛滅失はよろしいかと思ひますけれども、不鮮明という場合は、これにつきましては指紋と申しますのは隆線と申しますか、盛り上がつた線による一つの紋様でござります。これはある程度薄くても紋様は見えるものでござりますけれども、ここで言つております不鮮明となる場合というのは、結局その隆線がもう確認できぬ状態になつた場合といふうに考えておりまして、そのような指導をしておるところでござります。

登録証明書をつくりましてもこれは意味がございませんので、当然のことながらその必要な事項を満たしているかどうかということは一応目を通します。目を通して、もし抜けているところがあれば、これは抜けていますかどうしたんでしょう。うかということを照会いたしまして、市区町村の方で、あそこのところはうつかり落としましたということであれば、それは追加してもらうということになります。ただ、地方入管局長は市区町村長を指揮、監督する立場にございませんので、つくり方が悪いとかというようなこといろいろ注意をしたり、指揮、監督するということはないかもしれません。

ただ、今の指紋の場合につきまして、送られてまいりました指紋が本来押されるべきであるにかかればいいということで、半分何も書かれてない

長に事務をお願いしているものでござります。したがいまして、主務大臣、法務大臣でございますが、法務大臣のそういう命令に従わないという事務が市区町村の窓口で行われているとすれば、それに対しては、いきなり地方自治法の職務執行命令を発動するものではなくて、事務的にいろいろ指導し、相談をし、そして事務を遂行していくといいうのが通常でございますが、ぎりぎりのところどうしても自治体が主務大臣の命令に従わないといいうことが仮にありますれば、それは今御指摘のいうことがあり得るだろうというふうに思ひます。

○千葉景子君 ところで、現在指紋捺印を拒否されているという方々がいらっしゃいますね。この中には、一度は指紋を押したことがあるという方と、それから一度も指紋を押していないという方

たなくなつた場合ということでございまして、当然のことながらそういう再押捺という事態を生じないよう、登録原票ないしは私どもの保管します指紋原紙の取り扱いにつきましては十分注意をしていこうということです。

○千葉景子君 これは、具体的にはだれが判断を

て、地方入管局の方でラミネートカードというのを作成するということがあるうかと思うんですが、そのようなときに、入管局の方で上がつてきましたのがこれは不鮮明である、あるいは同一性といふのは余りないと思いますが、不鮮明ではつきりしない、もう一度とり直しをせいというようなふうな旨意があるのです。

かわらず転写してないというようなことがあります。されば、これは何らかの間違いではありませんか」と、先ほどの記載事項が漏れていた場合と同じく、うなことを指摘いたしまして、後から追送してもうういうようなことになろうかと思ひますけれども、その写り方が、いわゆる指紋という形で送られました。この件によると、もしも

いるわけです。今回の新法で原則として一回、二回目以降の押捺というのは必要ないということになつたわけですから、この一度指紋を押したことがある、二度目以降の押捺を拒否している方に對して、これは何らかの配慮というのを考えていらっしゃいませんか。

することになりますか。この同一性が確認できなければ、それからこの指紋じやどうしても不鮮明でもう一度押させなきやならないとかいうことは、個々のケースで窓口で判断するようになるんですか。その一番の責任元というのはどこになりますか。

○説明員(黒木忠正君) 登録証明書の作成の権限とはあります。あるいは何か要求をされるといふようなことはありませんか。

られてきている以上は、それ以上の何と申しまち  
か、追及と申しますか、はできないものと考えて  
おります。

〔説明員 黒木忠正君〕 一二に、今度の改正には、よりまして、指紋を押していない人につきましては次回の確認期間と申しますか、切りかえのための期間を短縮する措置が講じられております。しかしながら、理論的に現在指紋押捺を拒否してい

○説明員(黒木忠正君) 人物の同一性の確認といふ事であります。そこで、この件につきましては、これはあくまでも現場でござります。したがいまして、市区町村長がそのような判断をするということをごぎます。これが単にちょっと似てないなど、先ほど申し上げましたように、ちょっと似てないなどという程度ではだめでございまして、各市区町村長はいろいろ調査権、法律上調査権を与えられておりますので、本人の自宅に行つてみるとか、近所の人間に聞いてみるとか、場合によりましてはその人の保証人と申しますか、間違ひなくこの人物だといふことを

そういうことになりましたので、カード化するその作業だけを、いわゆる機械を用いて登録証明書をつくるその部分だけを地方入管局が担当する、こういうふうになつておるわけでございます。

この場合地方入管局におきましては、あくまでも市区町村長の権限に基づいて作成され、なおかつ市区町村長の依頼に基づいて機械を用いて作成する。こういうことになりますので、依頼を受けまして、ごく極端なことを申し上げますと、記載事項の半分が全然市区町村のうつかりで何ら書かれてない、半分が白紙の部分が送られてきたということになりました場合に、機械を使ってただつ

○千葉景子君 それじゃ、ちょっとそれと関連をいたしますけれども、地方自治法百四十六条十二項の職務執行命令訴訟、これとこの指紋押捺命令との関連ですね、これについてはどう考えたらよろしいですか。

○説明員(黒木忠正君) 外国人登録法、外国人登録事務は機関委任事務といたしまして各市区町村で、これにつきまして再押捺をさせるとか、すべきだというような指摘ができる立場にはございません。

る人すべてがその期間短縮の対象となるわけではございませんで、過去に一度、二度と押したことがありまして、つい最近の指紋押捺だけを拒否している人、これにつきましては過去に指紋を押したことのある人というふうになりますので、その人については期間短縮の対象とはいたしません。なり得ないし申し上げた方が正確だと思います。ところが、新規入国などをしまして、最初の登録から指紋の押捺を拒否している人が現在の拒否者の約一割ほどおります。六十名余りでございますが、この人たちにつきましては新法施行後に参りました再交付とか、引きかえ交付とか、切り替え

交付等に際しましては、そういう人の確認期間は通常の五年ではなくて短い期間にするという取り扱いを考えておりまして、一律に現在の拒否者すべてに切りかえ期間を短縮するという措置をとる考えはございません。

○千葉景子君　罰則についてはいかがですか？

○政府委員(岡村泰三君) かたいま御指摘のありましたように、指紋の押捺に関しまして法の改正

が行われたところでござります。しかし一方、改正法の附則でいわゆる経過規定が設けられていて、ところでありまして、旧法の拒否につきましての罰則の適用は「なお従前の例による。」といふことにされてゐるところであります。これらの趣旨を踏まえまして、また個々の事案のそれぞれの情状を踏まえまして、検察といたしましては適正な処理を図るものと思つております。

化機械といふのは本来すべての自治体の窓口に置いて即日交付ができるようにする、こういうのが最もいいのではないか、こういうこともありますて、「当分の間」ということで附則が置かれております。これについては、「当分の間」というのは大体いつになつちゃうのか、よくこういう法案ではそのままずっとといることもよくあるわけですが、それでも、この辺について解消あるいはめど、こういうものは考えていらっしゃいますか。

○政府委員(熊谷直博君) 具体的なめどというのは非常に難しうございまして、そもそもこ

れを「当分の間」というふうにいたしましたにつけましては、本来ならば市区町村の権限で調製も含めて作成するということをございましたのです  
が、全国三千五百余りの市區町村の窓口にすべて  
調製用の機器を配備するというようなことも、現  
在の財政事情のもとでは非常に難しいということ  
がござります。

それから外国人居住状況というのも、これは非常に市區町村で偏っています。必ずしも現在直ちにすべての市區町村をカバーするようなことも必要がないという状況にございます。

そこで、ラミネートカードを調製する機器による調製事務については、第三者にゆだねるといふことにしてはどうかという議論がございまして、ただし外国人のプライバシーの保護の問題とか不正発給を防止しなければいけないといふようなこ

とて、地方入管が全国的規模で配置されている。設置されていることから、これは地方入管で行うことが相当であろうということをございました。

将来の外国人の居住状況とか技術革新とか財政事情等のいかんによつては、全国の市区町村の窓口でこの調製用機器を配備して調製事務を行ふということも考え得るわけで、その意味で「当分の間」ということになつてゐるわけでございまが、具体的にいつかといふめどを御質問でござりますが、今のような考え方で漸次市区町村の方にお願い——お願いというか、本来の姿に返すといふようなことが考えられていくのではないかうか

と思いますが、まだ今は新法改正に向けての準備段階でございますので、新法を実施いたしましてその後の状況を見つつ、その辺のことは考えてまいりたいというふうに思つております。

○千葉景子君 これは具体的に自治体の方で、自分のところはこの機械を設置してやりたいというような話は既に出ておりますか。

○説明員(黒木忠正君) ごく一部の自治体では自費で購入させてくれというような、これは内々の相談でございます。ございますが、私どもといったしましてはそれは困ります、それはできませんと

○千葉景子君 それは全体がそろうままでといいま  
すか、個々では認めないと いうような方向で  
すか。個々では認めないと いうような方向で  
すか。  
○説明員(黒木忠正君) 地方入管で登録証明書を  
調製するということになりましたそもそもその理由  
が、全国三千数百の窓口がございます。その窓口

置くということにいたしました場合に、隣の町、隣の村では人口が少ないために機械が置いてないということになりますと、外国人の多く住んでお

るところの外国人はその日のうちに登録証明書がもらえるけれども、たまたまその町や村に人が少なければその日にもらえない、それから事務の手続も違つてくるという、そのようなアンバランスと申しますかが出てくるということは、これは各

自治体が行政をする上において極めて困る、  
しかも、国の機関委任事務でござりますので、  
どの窓口も同じような取り扱いが必要であるとい

うことで、人口の多いところに機械を置くといふのも一案ではあるわけですけれども、それは採用できないということで、結局どの市・区・町・村にも置かないという取り扱いにしたわけでございますので、今仮に一部の窓口、自治体が自費でもいいから置かしてくれと言つてそこに置きました場合に、隣の町、村とのアンバランスが生じてしまうということと、先ほど申し上げましたように、これについてはそのことはまかりならないというよ

うな指導をしているわけでございます。  
○千葉景子君 これはまだ幾つかお尋ねしなければならないところがあるかと思うんですが、一点、最後にちょっとお尋ねするんですが、附帯決議でも携帯義務、提示義務の規定運用については配慮していくこと、これは新法の施行後ばかりではなくて、やはり現在でも配慮しなければいけない問題だと思うんですね。ところが、大韓航空機事件などがありまして、その中で大変交渉問題などに際してはその提示を求めないといいうような話もございましたけれども、非常に提示を

○説明員(黒木忠正君) 求めることが多くなつてゐるというような話も私の耳には入つてくるわけですけれども、この辺については、特にそういう事件などを契機に強化をされたといふようなことはありませんか。

りますけれども、昨年の九月の附帯決議を受けまして、日にちはちょっと正確に思い出せませんが、昨年の十月の初めに、前法務大臣が閣議におきましてまた同じような常識的な取り締まりをし

てほしいという発言をいたしまして、国家公安委員長の方から、その趣旨に沿う御発言が閣議において行われたというふうに承知しております。

それでその後、大韓航空機事件等があつたわけでござりますが、それがあつたから特にまた登録

謹名書の提示が従前と同じように何と申しますか、厳格に行われているかどうかという点については私承知いたしておりませんけれども、しかし

登録証明書のそもそもその携帯させるという目的が、在留外国人の公正な管理に資するためという目的でございますので、その範囲内において警察当局ないしはその他の取り締まり機関において登録証明書の提示を求めるることは、これは職務上場合によつては当然の場合があるであろうと思うわけです。ただ、法務大臣の方から閣議において発言されましたのは、何と申しますか、むやみやらうにと申しますか、ちょっと言葉は悪いんです

が、そういった運用はしないでもらいたいという  
ことでありますて、行政目的のため必要な場合は  
提示を求めることもこれはあり得るのではなく  
て、なければならないのではないかというふうに  
考えております。

す。  
それでは時間もござりますので、もう一項目の方に移らせていただきたいと思います。  
法務省で、まず在監者、刑務所などの在監者です、この日常の健康管理など、これの大元締めと  
いうのは矯正局の医療分類課というふうに受け取つてよろしいかと思うんですが、この在監者の

健康管理に対しての基本的な姿勢、考え方、これはまずどんなように考えていらっしゃるでしょうか。

でござりますから、人間としてできる限り快適な生活、居住環境を確保したい、こう考えております。

ただ、問題はいろいろございまして、在監者特に受刑者というのは、これは一般社会で人を殺し、あるいは女性を強姦し、強盗し、人の物を盗み、大変悪いことをしたいわば市民の敵、社会の敵でございまして、それが刑務所に入つてきていたり、この人たちに対する居住環境を一般社会の人よりもよくする、あるいはよくしないまでも同じに扱つていいのかどうか。とりわけ生活保護世帯あるいは学校、そういったところの居住環境と同じでいいのかどうか。むしろこれより下であるべきではないか、こういう考え方方が当然ございます。

それから、そのほか刑事政策的に余りに受刑者の居住環境、刑務所の居住環境をよくすると、要するに懲りないんじやないか。そういう考え方方が当然ございます。

社会の基準よりは高いものではない、そういうふうに考えております。

○千葉景子君 そうすると、今の話を伺つてもよくわからないんですけれども、刑罰というのは刑務所に収容する、身柄を一般社会から隔離をしていく、こういう形で自由刑というのが行われているわけですね。そうすると、医療というのもそれにプラスしてといいますか、やはり悪い人間であるから一般社会の人たちよりも下でいい、あるいは懲らしめというとおかしいですけれども、そういう側面もやはりその中に含まれて仕方がない、こういうことになるんですね。

○政府委員(河上和雄君) 医療、直接的な医療に関しては必ずしもそう考えておりません。○千葉景子君 すると、日常の居住環境といいますか健康管理といいますか、そういう面はどうですか。

○政府委員(河上和雄君) 例えば室内の温度がどうか、そういうことになりますと、必ずしも一般的な例えは小学校、中学校、そういったた

ところと比べるとやはり若干健康管理上は落ちざるを得ない、こう考えております。

○千葉景子君 そうなると非常に難しいと思うのは、じゃどの程度ならないんだ。これぐらい悪くともこれはしようがないんだというような話にもなつてくるわけですね。何らかのやはりこういうものも基本的な基準とかあるいは考え方といふうに思つてます。

そのためにお聞きをしてみたいと思うんですが、今回のこの予算でも、刑務所における保安体制及び医療体制の充実を図るということで定員の増加、こういうものも図られているわけですね。

私はちょっと予算書を見させていたいたんだですが、医療費、医薬品とかも含めてのそれは一体どういう項目にどのくらい計上をされているんでしようか。私にはちょっと見つからないものですから教えていただきたいと思うのですが。

○政府委員(河上和雄君) 矯正医療体制の充実といふところがございまして、この中に例えば刑務

○政府委員(河上和雄君) 医療器機等の更新費二千三百八十七万五千円、医療器機等のリース料一億六千五百万、こういうふうにございます。その他外部医師の招聘手数料、臨床検査手数料、長期受刑者健康診断手数料等でございます。

○千葉景子君 これは医療備品費、こういう項目がございまして、これについてはお尋ねをいたしましたらば、医療用器具等の更新費というようなお話でございました。ここに例えば医薬品の総額なども含まれるわけですか。

○政府委員(河上和雄君) 矯正医療体制の充実経費の中に人当分費と申しますが、医療衛生資材費、これは一人当たり分になるわけでございます。それが単価が一・二%アップという形でつて人当分といふ形の中に入りますので、言葉としては出でこないと思ひます。

○政府委員(河上和雄君) 例えば室内の温度がどうか、そういうことになりますと、必ずしも一般的な例えは小学校、中学校、そういったた

おります。

○千葉景子君 受刑者の皆さん方、それからもう既に出所をされたというような方々に話を伺いますが、ほとんど腰痛体操というのが実施されています。そして、一日もう本当に一回ほんのわずかな時間そろつてやる。そして、たまに作業の合間にとかそれから日常の時間の中で少し伸びをしたいとか、それから体を動かす体操をしたいということがあっても、こういうものは一切管理上だめだと言われているようなんですね。これについてはどうお考えですか。

○政府委員(河上和雄君) 腰痛というのは、例えばレントゲンを撮つてはつきり原因がわかるようないわば病気の場合ですが、比較的これに対しても、いわば強制労働が法律上科せられることが多い腰痛とかぜんそく、こういうものもやはり入所後発病したりするというの一つかと思うんですね。腰痛対策あるいはそれを予防する対策、これはどんなふうに基本的には行つていらっしゃいますか。

○政府委員(河上和雄君) 刑法によって受刑者、特に懲役受刑者については定役に服するということで、いわば強制労働が法律上科せられることになつております。その労働がどうしても座業を伴う場合が多いわけでございまして、そういうことから腰痛に対する申し立てが比較的多いことは事実でございまして、そういうことを考えまして作業の合間に作業間体操、要するに業間体操と言つておりますが、腰痛にも効きます背伸びあるいは腰を回すとか、そういうような体操を一日のうち一回ないし二回やらしているようございまます。そのほかに、特に腰痛が激しいという訴えがある患者につきましては腰痛体操というものを一応各施設に本省の方から流しまして指導をさせて行わせる、これは医者が必要と認めたときやらしている、そういうことでござります。

○千葉景子君 これは実際に、実態として腰痛体操といふようなものが行われておりますか。

○政府委員(河上和雄君) 行われていると思って

か、あるいはお互に私語といいますか話し合いをするといったようなことになりますと、実際問題として定役に服するということが不可能になつてくる、法の執行というのができないようになります。つまり、それぞれが勝手にいわば作業の手を休めて働くかないといふことが不可能になります。そういうこともございまして厳しくやつてゐるわけでございます。

○千葉景子君 私は私語をやりたいとか作業を勝手に休ませていいとか、別にそういうことを言つてゐるわけじやないんですね。例えば一日一回とか体操をやるとか、あるいはみんなそろつて体を伸ばしたりそういうような時間をとるとか、別にそういうことはではなくて、それだったら一日に何回で刑罰の本質をなくしてしまうということはどうですか。

○政府委員(河上和雄君) 先ほど申し上げましたように、業間体操といふのは作業中の体操でございまして、そのほかにももちろん自由な時間がございます。自由な時間には、受刑者といえども運動場に出で自由にかつ気ままに振る舞うことができるのであります。そういうことではございませんが、たゞいのものじやないと思ひますけどね、どうですか。

○千葉景子君 ちよつとこればかりやつてゐるわけでもございませんので、ぜひこれはなつてからよりけにいきませんので、ぜひこれはなつてからよりもできるだけ腰痛を予防するという方向で考えるべきだと思いますので、考え方直していただきたいと思うんですが。

もう一つせんそくの問題があるんですね。これは非常にせんそくになる患者さんが多くて、せんそくというのはやっぱり一番温度とか湿度とかあるいは換気とか、こういうものの影響というのは大きいと思うんですよ。転地療養というの一番効くといふふうに言われているくらいのものですから。そういう意味では、せんそくの患者さんあ

るいは在監者ですね、こういうものなど考えたときには、寒冷地について暖房を入れるというようなことなどは実施をされていらっしゃいますか。

○政府委員(河上和雄君) 寒冷地においては暖房を入れるということは実施いたしております。

○千葉景子君 その寒冷地の暖房の基準、こういうものはございますか。

○政府委員(河上和雄君) 全国的な基準は設けておりません。日本列島は北から南まで非常に長い国でござりますし、それぞれの地方における生活状況というのも非常に違つておりますので、いわば地方の実情に合わせまして各施設の実情に応じた基準を設けさせております。

○千葉景子君 そうすると、どこが寒冷地に当たるからこういうところは暖房をきちんと入れるとか、あるいはそのときにはこれぐらいの温度を保とうとか、そういう基準というものは法務省としてつくつてあるということはないんですか。

○政府委員(河上和雄君) 法務省としてはつくつておりませんで、各地の実情に応じまして、各地のまたその地方の生活程度といわば合わせるというとちよつと語弊があるかもしれませんのが、各地方地方の実情に合わせて施設で決めてやつております。

○千葉景子君 じゃ、これを判断する責任者は施設の長ですか。

○政府委員(河上和雄君) さようでございます。

○千葉景子君 一つの例でござりますけれども、宮城刑務所、ここはかなりのやつぱり寒冷地になりましたが、この暖房の状況、実情を御存じですか。

○政府委員(河上和雄君) 先日の予算委員会で千葉委員の方からのお話がございました、私どもの方で調査させて、近々書面による御回答を申し上げるつもりでおりますが、一応報告は受けております。

○千葉景子君 そうすると、それは近々その実情というのは御報告いただけますね。

○千葉景子君 それに基づきまして、また必要あらば質問させていただきたいといふに思いますが、ところで、ちよつと時間がなくなりましたが、どういう対応をなさつていらっしゃいますか。

○政府委員(河上和雄君) まず一般論で申し上げますと、家族から被収容者の病状等について照会がなされ、あるいは弁護士から受任事件との関係で、弁護士法に従いまして被告人の病状について照会があつた場合には、原則としまして説明を行つてゐるのが実情であります。

ただ、病気にはいろいろな種類がござりますし、照会に回答することが、何というか本人や家族にとって、これは弁護士の場合ですが、弁護士に対する照会に回答するのが本人や家族の意思に相反するような場合とか、あるいは関係者の人権や名誉を侵害する、あるいは施設の管理運営に支障を來す、こういうような場合には回答を控えることもあります。

○千葉景子君 今のお話をお聞きしてわからないんですけども、本人の人権とか家族の人権とかにかかる、あるいは施設の管理上問題がある。別に家族、代理人の受任関係での弁護士が聞くということで今お答えになつたような内容、具体的には若干問題があると思いますが、いわば具体的な形で申し上げますと、例えばがんの患者といひますか、がんの受刑者について、これは家族の方からどうなつてゐるという問い合わせがある場合には申し上げております。ただ家族の方が、弁護人が一緒にいて働いていらっしゃるそのグループの方々、いろいろいらつしやるわけですが、そちらの方に漏れるとそれがマスコミその他に漏れ

ます。

○千葉景子君 それに基づきまして、また必要あらば質問させていただきたいといふに思いますが、どういう対応をなさつていらっしゃいますか。

○政府委員(河上和雄君) まず一般論で申し上げますと、家族から被収容者の病状等について照会がなされ、あるいは弁護士から受任事件との関係で、弁護士法に従いまして被告人の病状について照会があつた場合には、原則としまして説明を行つてゐるのが実情であります。

ただ、病気にはいろいろな種類がござりますし、照会に回答することが、何というか本人や家族にとって、これは弁護士の場合ですが、弁護士に対する照会に回答するのが本人や家族の意思に相反するような場合とか、あるいは関係者の人権や名誉を侵害する、あるいは施設の管理運営に支障を來す、こういうような場合には回答を控えることがあります。

○千葉景子君 ちよつと時間があれますけれども、家族が聞きたいから聞いているケースを言つてゐるんですから、別に家族が聞きたくないというケースを言つてゐるわけじゃないんですよ。だから、まず家族が病状照会をしたらば、先ほどの特別ながんであるとか、そういうこと以外には原則として病状を知らせるということによろしいですね。

○政府委員(河上和雄君) よろしくうございます。

○千葉景子君 それをぜひ担当したお医者さんに説明をしていただきたいという要望なり、これは当然のことだと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○政府委員(河上和雄君) 説明をする場合に、医師の方から説明をするというのを原則としており

○千葉景子君 それは実情もそうですね。

○政府委員(河上和雄君) 説明する場合にはそうでございます。

○千葉景子君 それじゃ、家族からの病状問い合わせなどがあつたときには原則として医師がその病状などを説明する、こういうふうに受け取らせていただきますので、それでよろしいと思いますが、いいですね。

○政府委員(河上和雄君) 医師が直接説明するのを私どもとしても原則とさせているつもりでございます。

○千葉景子君 ちょっとまだざいますけれども、時間でもございますので、また別な機会に質問させていただきたいと思います。

○委員長(三木忠雄君) 午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたしました。

#### 午後一時三分開会

○委員長(三木忠雄君) ただいまから法務委員会を開いています。

休憩前に引き続き、昭和六十三年度総予算中法務省所管を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○猪熊重二君 近年の大都市の地価異常騰貴は、単に地表の利用関係のみでなく地下の利用にも重大な支障を生じております。このような状況下において、先般運輸省が大深度地下空間を地下鉄道用地として利用するための特別立法をする方針を決めたようです。そこで、右の特別立法を含め地下空間利用に関する法律上の問題点につき少々伺いたいと思います。

まず、現行の地下利用に関する法制度について一応伺ってみたいと思います。建設省に伺いますが建設省の所管事務のうち地下の利用に関連するものがあるでしょうか、あ

るにすれば簡単に概要を述べていただきたいと思

います。

○説明員(近藤茂夫君) まず、都市計画法でございますけれども、都市計画法にはいろいろな制度が規定されているわけでございますが、大別いたしまして、都市施設に関する都市計画と用途地域などの土地利用に関する計画がございます。

都市施設に関する都市計画といたしましては、

例え地下鉄であるとか、あるいは道路、下水道、

地下に設置されるものについても必要があれば都

市施設として都市計画決定をすることが可能であ

る。決定された場合には、その実行を担保するた

めの都市計画制限が働くという仕組みになつてお

ります。しかし、土地利用に関する計画といたし

ましては、地下空間を専ら対象とする土地利用計

画というのではなく、制度的な規定はございませんので、一般的な形での地下における土地利用に関する規

制はございません。

○猪熊重二君 ところで、建設省が所管していない地下の工作物等があると思いますが、これはどの省庁が所管してどのような規制がなされているんでしょうか。

○説明員(近藤茂夫君) 私が答弁するのはちょっと

と境界があるわけですが、一般的に地下における工作物、これは大部分は道路とか公園等

のいわゆる公共施設の地下空間に利用される場合

が非常に多いわけですが、そういうもの

については道路法とかあるいは都市公園法等の公

物管理法の占用許可という形で設置されることに

なりますので、そういう公物管理法が適用され

ることになります。

それから、これは建設省の所管法律ではござい

ませんけれども、例えば地下工作物で電気、ガス、

水道等の公益事業的なものにつきましては、それ

ぞ電気、ガス事業法等のいわゆる事業法、これ

を受けましてその省令等で定められておりる設置基

準等に従つて適用されている。ただ、一般的な形

では、私の知る限りで地下における土地利用規制

といふのはないのではないかというふうに考えて

おります。

○猪熊重二君 建設省にお伺いするのが妥当かどうかわかりませんが、要するに地下における工作物の利用は、地表における工作物の利用と異なつていろいろ問題があると思いますが、指摘されて

いる問題点としてはどのようなものがありますか。

○説明員(近藤茂夫君) 地下の工作物についての特色という御質問でございますけれども、一番大きな特色というのは、土地利用の状況が外部から目で見ることができない。それからまた、地下の工作物というのは、たん便われますとなかなか変更しにくいという意味で固定性が強いのではない。さらに安全性等の観点から特別の対策が必要になるんじゃないかな。こういったことが地下における工作物の一つの特色ではないかというふうに思っております。

○猪熊重二君 次に、国土庁にお伺いしますが、先ほど建設省にお伺いしましたのと同じように、

国土庁の所管事務のうち地下の利用に関連するようなものがあるのでしょうか、あつたら概要を簡単にしてください。

○説明員(川口融君) お答え申し上げます。

国土庁の所掌の事務におきまして直接地下につ

いて明定をしているものはございません。しか

し、国土庁は国土の適正な利用に関することにつ

きまして基本的な政策及び計画を企画し、立案し

及び推進をする、それに関連いたしまして必要な

調整を行うというふうになつてゐるわけでござい

ます。

実際に、国土の利用に関しまして近年地下利

用の需要というものは大きくなつてゐるわけでござります。したがいまして、この国土ということにつきましては広く関連をいたしますと、そういう地下も一般的には含まれるというふうに考えて

おります。

○政府委員(藤井正雄君) 民法は「法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ」とだけしか規定をしておりませんが、これは土地所有者の利益の存する限度において地上または地下に及ぶというふうに一般的に解釈をされております。そういう意味では限度があるわけですが、それではその限度はどれだけであるかということを一律に特定することは、これはなかなか困難なことだと思います。

○猪熊重二君 今おつしやった利益の存する限度においてという限界があると、これは二百七条の解釈の問題としてそのように通常言われている

いうこと、これは私もわかりますが、その「法令ノ制限内ニ於テ」という、この「法令」というものは現在規定されておりましょか、おるとすればどんなものがありましょか。

○政府委員(藤井正雄君) 一例を挙げますと、鉱

しているわけでございます。しかしながら、冒頭申

し上げましたとおり、私どもの事務は基本的な施

策についてのものでございます。

○猪熊重二君 現在、運輸省が考へている大深度地下鉄道のような建設は、国土庁設置法第四条第九号の「国土の利用に関する基本的な政策及び計画」

というふうな中に該当すると思われますか、どうですか。

○説明員(神谷拓雄君) お答え申し上げます。

大深度地下鉄につきまして詳しく述べておりますが、一般的に国土庁設置法の第四条第八号に総合的な交通施設について、国土庁は企画・立案及び調整権限を有するというふうなことを言われておりますので、地下鉄はその鉄道の一部をなすものでございませんので何とも申し上げられませんが、一般的に国土庁設置法の第四条第八号に総合的な交通施

設について、国土庁は企画・立案及び調整権限を有するというふうなことを言われておりますので、そういう意味で国土庁として関与する余地はあろうかと思ひます。

○猪熊重二君 次に法務省にお伺いします。

民法二百七条について伺いますが、土地所有権はその土地の上下に及ぶと規定されていますが、この上と下について、限界があるかどうかについて

てどのようにお考えですか。

○説明員(川口融君) お答え申し上げます。

国土の所掌の事務におきまして直接地下につ

いて明定をしているものはございません。しか

し、国土の所掌の事務のうち地下の利用に関連するよ

うなものがあるのでしょうか、あつたら概要を簡単

にしてください。

○説明員(川口融君) お答え申し上げます。

国土の所掌の事務におきまして直接地下につ

いて明定をしているものはございません。しか

し、国土の所掌の事務のうち地下の利用に関連するよ

うなものがあるのでしょうか、あつたら概要を簡単

にしてください。

○政府委員(藤井正雄君) 民法は「法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ」とだけしか規定をしておりませんが、これは土地所有者の利益の存する限度において地上または地下に及ぶというふうに一般的に解釈をされております。そういう意味では限度があるわけですが、それではその限度はどれだけであるかということを一律に特定することは、これはなかなか困難なことだと思います。

○猪熊重二君 今おつしやった利益の存する限度においてという限界があると、これは二百七条の

解釈の問題としてそのように通常言われている

いうこと、これは私もわかりますが、その「法令

ノ制限内ニ於テ」という、この「法令」というものは現在規定されておりましょか、おるとすれば

どんなものがありましょか。

○政府委員(藤井正雄君) 一例を挙げますと、鉱

業法において、国は、まだ掘採されてない鉱物について、これを掘採、取得する権利を賦与する機能を保有いたしておりますので、これを実際に鉱業権者に賦与し、掘採されてない鉱物はその鉱業権によるのでなければこれを掘採し得ないと、いうふうに規定をされておりますので、これはそういう意味におきまして、土地所有権に対する法令による制限であるというふうに解することができよかと思います。

○猪熊重二君 次に、同じ民法の条文で、民法二百六十九条ノ二の区分地上権についてお伺いしますが、この区分地上権において地下の深度について限定しておりますか。

○政府委員(藤井正雄君) 区分地上権は、所有権の包含しております土地を利用する権能を付与す

るものでございますから、区分地上権を設定することができる範囲は土地所有権の及ぶ範囲と一致

する、同じであるというふうに考えられます。先ほども申し述べましたように、土地所有権の範囲

は所有者への利益の存する限度で地下に及ぶとい

うふうに解釈をされておりますので、区分地上権を設定できる範囲もこれと同じと考えてよろしい

かと思いますが、これはやはり一律にどの範囲、程度までというふうに申し上げることはなかなか

難しい問題でございます。

○猪熊重二君 そうすると、区分地上権について

民法の上では具体的に何メートルまでだとかとい

う限定はない。しかし、先ほどの利益の存する

限度においていう、所有権の効力の範囲内に比

例して区分地上権の深さというか、深さについても限定というか性質上の限定があると、こう考えられる、こういうふうにお伺いします。そうすると、利益の存する限度というのではなくて、時代や科学技術の進歩によって利益の存する限度というものがある可能性はあると思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 仰せのとおりだと考えます。

○猪熊重二君 ところで、この区分地上権は工作

物を所有するためということを要件としております。そうすると、この工作物を所有するという目

的以外に区分地上権の設定は認められないのかどう

うなのか。あるいは現に工作物を設置することはしないけれども、単に地下空間を空間としてだけ

利用しようというふうな場合にも区分地上権を設定し得るのかどうか、いかがでしょう。

○政府委員(藤井正雄君) 法律に工作物を所有す

るために規定期間を設定してござります。これは

物権でございますので、やはりそのことが要件にならうかというふうに考えます。

○猪熊重二君 そうすると、工作物所有の目的は

あるけれども、まだ現に工作物を現実にはつくつ

ていないというふうな場合にも、将来の目的さえあれば区分地上権の設定の合意なしにそれに基づく区段所有権登記等は有効とお考えになりますよ

うか。

○政府委員(藤井正雄君) 合意でもって工作物設

置の目的を定めて区分地上権を設定したのでござ

いませんれば、それは区分地上権として成立いたしま

ておりますので、現実に工作物を設置しているか

どうかということはこの際有効、無効には関係な

いというふうに考えます。

○猪熊重二君 今まで建設省、国土庁、法務省に

何か前提事項的なことをお伺いしてきたわけです

が、これをお伺いしたのは、運輸省の去る三月十

一日発表された大深度地下鉄道の整備に関する調

査研究会の研究報告についていろいろ問題がある

のじやなかろうかと考えて、これをお伺いする前

提としてお伺いしたわけです。運輸省は、いわゆるトンネル敷設権に関する立法措置を検討したい

というふうなことを言つておられます。私は、こ

へ相談されるのがよろしかろう、こういうようなアドバイスを与えておいたわけであります。

その内容につきましては、私はよく承知をしておりませんけれども、特に研究会の内容も何も相

談がありませんのでしておりませんが、あるいは事務当局において何らか相談があつたかもしれません

るものと存じております。

○猪熊重二君 そうすると、法務省で運輸省との

いろんな交渉に直接関係し、内容について詳しく

知つておられる方はどなたなんでしょうか。

○政府委員(藤井正雄君) 運輸省で進められておりました研究会の進行の過程におきまして、運輸省の事務当局の方から法務省の事務当局の方に協議を求めるとして、当省の所管事項に関する部

とおっしゃっている。国土庁も知らぬ、建設省も知らぬ。法務省は内容についていろいろ協議されたというふうな話ですが、こんなことでこの問題が果たして社会的に妥当に立法するんだろうか、このように考えるのでお伺いします。

まず新聞報道によれば、この報告を作成するについて法律的側面については法務省と協議したと

いうふうに記述されています。

法務大臣に伺いますが、法務省はこの研究会の研究及び報告についてどの程度関与しておられるんでしょうか。また、この報告内容のうち、法律

上の意見について法務省としてはそのとおりだ

いうふうな同意ないし承知をしておるんでしょう

か、お伺いします。

○國務大臣(林田悠紀夫君) 運輸大臣から、大深

度の地下に地下鉄を建設したいと、そのためには法律的な問題はどういうところにあるだろうかと

いう話がありまして、これは法務省所管の民法の問題と大いに関係があるだろう。したがつて、そ

ういう法律をつくるのでありますならば、これ

は行政当局がその必要な行政を遂行するためには法律をつくるようになりますので、したがつて、地下鉄でありますならば運輸省が研究し作成す

べきである。その途中において民法とのかかわりが大きいにあるわけでありますから、法務省の方へ相談されるのがよろしかろう、こういうようなアドバイスを与えておいたわけであります。

その内容につきましては、私はよく承知をしておりませんけれども、特に研究会の内容も何も相

談がありませんのでしておりませんが、あるいは事務当局において何らか相談があつたかもしれません

るものと存じております。

○猪熊重二君 聞いたことだけ答えばいいです

よ。

○政府委員(金田好生君) それを踏まえまして、運輸省としまして委員会を運輸経済研究センター

の場へ設置をいたしまして、専門家の御意見を拝聴したところでございます。

そこで取りまとめによりますると、具体的な

中身につきましては詰めてまいが必要がございま

すけれども、この大深度空間につきましては、形

式的に所有権が及んでいてもほとんど地権者らの

利用の可能性のない地下空間と、このように整理

されておるところでございます。

○猪熊重二君 そうすると、運輸省はこれを立法化しようとした場合に、大深度地下空間というものについて地域的な限定、制限というふうなものは考えておられるんでしょうか。

○政府委員(金田好生君) 今申し上げましたようなことが発端になりましてこの件の御検討をお願いしたと、こういうことでございますので、大深度地下空間を具体的に設定していく場合におきましては、地域的な限定、大都市圏を中心に恐らく検討が進められる、このように理解しております。

○猪熊重二君 その場合に、大都市圏と言つては行政区画的にある範囲を限つてやるつもりなんか、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(金田好生君) 先ほど来御説明しております報告書の中身におきましては、大深度地下空間というものにつきましては、地域ごとの地下の利用状況その他を踏まえて考え方としては整理すべきである、こういうことでございますが、具体的な大深度地下空間を利用する今度は立場といふものが一方でございますので、それはかなり個別、具体的な線的なものにならうかと、このように理解しております。

○猪熊重二君 それから、今立法に当たつて考えておられる地下の深度といふものは、どのくらいを考えておられるのか、またその深度といふのは地域ごとによって具体的に変更するお考えなんかどうか。

○政府委員(金田好生君) 大深度地下空間の深さの点でございますが、今後法制化の検討に当たりまして具体的に定め方を検討してまいりたい、こう思つておりますが、一般的には基礎を含めた地下の建物利用の実態、あるいは支地盤などの地質の状況によりまして地下利用の状況がまた変わつてまいりたいと思いますので、地域の実情に合わせた形で設定をしてまいりたい、このように考えております。

○猪熊重二君 しかし、おおよその具体的な深さというものは全然まだ考えておられないですか。

〔委員長退席、理事鈴木省吾君着席〕

○政府委員(金田好生君) 報告書の中におきましては、主として首都圏の地質の状況、それから地表からのものもろもろの施設の利用状況いろいろ整理をしておるわけですが、まあ一口に首都圏と申しましてもかなり地質に、特に西側、東側大きな違いがございますので、深さにつきましては、その地域によってそれぞれ違が出てくるのではないかなど、このように考えておるところでございます。

○猪熊重二君 参考までに現在の都内の地下鉄の最深度というか、一番深い深さですね、千代田線、有楽町線、半蔵門線、都営八号線のそれぞれについてどのくらいあるか、ちょっとお答えください。

○政府委員(金田好生君) もちろん今先生おつしやつた路線によつて深さの違いがございますが、具体的な地名で申しますと、銀座線で三越前、三丁目で二十五メートル、丸ノ内線が霞ヶ関で十三メートル、日比谷線が霞ヶ関で二十メートル、これはいずれも駅部でございます。それから東西線が木場三丁目で二十五メートル、千代田線が国会事務室前で四十メートル、有楽町線が永田町で二十九メートル。それから都営に参りまして、浅草線で高輪台二十一メートル、三田線の三田が二十八メートル、新宿線の新宿が二十九メートル、以上でございます。

○猪熊重二君 私が聞いた中で、半蔵門線と都営八号線はお答えいただきましたか。

○政府委員(金田好生君) 不礼いたしました。當國半蔵門線でございますが、大手一神保間で四十五メートルというところがございます。

○猪熊重二君 ところで、今お話しになつたように、大深度地下空間といふに指定された場合、現に地下鉄が通るとか通らぬとかということを抜きにして、所有者に対する所有権の制限としておりま

てはどのようなものが、所有権が具体的に制限されるとお考えでしょうか。それとも指定はされたけれども、利用するのは勝手でござるということのお考えでしょうか。

○政府委員(金田好生君) 大深度地下空間に指定された場合の地権者のその地下における使い方の問題でございますが、私どもはここで報告書として、ほんど利用の可能性のないということを前提に置いて深さを設定してまいりたところに相なるかと思ひます。そういう場合におきまして、仮に将来画期的な技術開発その他で利用の可能性が出てきた場合は、それはそれで当然見直しということになるのではないかと、このように理解しております。

○猪熊重二君 私が申し上げた質問は、そういうお答えとは無関係です。私が申し上げたのは、地域として指定された場合には、地下鉄が通ろうと通るまいと、その指定された地域においては、ある深度以下の土地についての利用は制限されるんですかと伺つておるんですかと伺つておるんです。

○政府委員(金田好生君) 失礼いたしました。この点につきましては、先ほど御報告いたしましたような報告書を受けまして、私どもの方で立法化のための検討をいろんな角度からこれから進めてまいりたい、こういう状況でございますので、今先生御指摘の点につきまして、この場で明確なお答えをする状態になつておりますけれども、大深度地下空間が設定されたからといって、すべて地権者の利用の可能性をそれをもつて排除してしまつという場合にはならないのではないかなど、とりあえずそのような感じを持つておるところでございます。

○猪熊重二君 今の運輸省の大深度地下空間に関する構想について法務省にお伺いします。今のような内容だとした場合に、所有権の権利内容が地域的にばらばらに制限されることについて憲法上、平等原則上何ら問題はないお考えであります。

○政府委員(藤井正雄君) 土地の地下利用権の制限につきましてはそのような制限をする必要性、あるいは公共性等の事情をいろいろ考慮して地域が定められるものと考えられます。したがつて、これは必ずしも全国で一律に同じような制限が施されなければならないというものではないというふうに考えております。

○猪熊重二君 今度は地域でなくして、同じ場所でもある地域によつては例えば三十メートル、四十メートルのところを地下の地上権として利用しようとするれば、土地の更地価格の一割、二割、三割という金額が入つてくる。

〔理事鈴木省吾君退席、委員長着席〕

ところがわざか十メートル、十二、三メートル違つただけで全くそのような利益というか、金銭的価値というものをゼロにしてしまうということについて、やはり憲法の平等原則上何ら問題はないお考えでしようか。

○政府委員(藤井正雄君) 運輸省のお考えになつておられる大深度地下鉄は、土地の所有者による利用がほんど考えられない、その利用の可能性が大変薄いと思われる非常に深い地下のことを考へておられる場合とが生じるのは不都合ではないかという先生の御見解のようでございますが、土地の利用の利益の有無、大小、あるいはその利用の可能性の大小によってそのような差異が生じてくることは当然考えられることでございまして、必ずしもそれは不都合なことではないというふうに考えております。

○猪熊重二君 私は、非常にこのような立法は問題がある、こう考えているんです。

そこで、運輸省にお伺いします。運輸省としては、このようなトンネル敷設権に関する単独の立法を現在考えておられるんでしようか。

○政府委員(金田好生君) 先ほど申し上げましたとおり、先日報告を受けましてこれから立法化作

業に入つてまいりたい、このように考えておるところでございますので、その法形式あるいはその法律の中に盛り込まれるべき事項その他につきましては今後検討させていただきたい、このように考えております。

○猪熊重二君 私が聞いているのは、単独の立法を予定しているのかどうかと聞いています。

○政府委員(金田好生君) 運輸省サイドで、お話をござりますれば、私どもとしましては、運輸省という立場におきまして新しい単独の新規立法になるか、あるいは既存の私どもいろいろ法律がござりますけれども、その一部改正という形になりますか、それは今後検討してまいりたい、このように考えております。

○猪熊重二君 ただ、現在国民の意識として所有権は地上、地下に全面的に及ぶ国民が考えていたるわけです。このような国民の考え方を前提にしてみた場合、たとえ四十メートル下だから五十メートル下だかわからないけれども、その辺のものが、全然所有権の客体とならないとの同じような効果を生ずる国民の権利に関する重大な問題であると私は考えるわけなんです。国民の意思あるいは世論といふか、こういふものについて運輸省はどういうお考えですか。

○政府委員(金田好生君) 御指摘のとおり、所有権につきましては、これは憲法、民法に保障されたものでございますので、私どもはそういういた法の中におきまして、こういう新しい考え方方が導入できないかということにつきまして御検討いたしましたわけでございます。これから立法の作業に入つてしまりますが、その過程におきまして、こういった法令担当の部局とも十分御相談をさせていただきながら、御指摘の点を踏まえまして検討してまいりたい、このように考えております。

○猪熊重二君 私が申し上げているのは、こういう重大なことをやる研究会と称するものの委員の方々の中に、国民の本当の意見を聞くための方々が一人でもおられるかということを前提にして、企業の関係者だとか学者だとか、この工事をなす

に関連する業界だとこのような方々を委員にしごろでございますので、その法形式あるいはその法律の中に入り込まるべき事項その他につきましては今後検討させていただきたい、このように考えております。

○猪熊重二君 私が聞いているのは、単独の立法を予定しているのかどうかと聞いています。

○政府委員(金田好生君) 運輸省サイドで、お話をござりますれば、私どもとしましては、運輸省という立場におきまして新しい単独の新規立法についての所見、この三点をそれぞれの省庁における運輸省の基本姿勢を伺っているんです。

○政府委員(金田好生君) 委員の構成につきましての御指摘でございますが、いろいろ法令、民事、あるいは行政、土地、御専門にするそういう立場の方々にお集まりいただきまして、法令面、あるいはそれ以外さらに技術的な面、経済的な面につきましての考え方の整理をしていただきたい、こういうことでございます。一般国民の意向の存するところにつきましても、今後いろんな形で検討の中に入れてまいりが必要があるうかと、このように考えておるところでございます。

○猪熊重二君 ところで、同じく運輸省にお伺いしますけれども、地下を利用するは何も地下鉄道だけではなく各種のものがあります。例

○猪熊重二君 ところ、同じく運輸省にお伺いしますけれども、地下を利用するは何も地下鉄道だけではなく、鐵道でありますけれども、地下鉄だけではなくて、鐵道であ

うか、あるいは部分的には都市河川、現在地下

につくっている場合もございますので、そういう

観点から非常に関心を持つておりますし、また

今後特に大型の公共施設、これが地下利用といつ

た点に対する需要が高まつてくるということを予

想されますが、実は私ども地下利用のマスター

プランとか、全体的な総合調整が必要であると

いう観点から、そういうことをついても検討し

ておりますので、非常に深い関心を持つております。こういった観点から今後検討していきたいと考えております。

○説明員(神谷拓雄君) お答え申し上げます。

まず、第一点でございますけれども、研究会に

参加しておりません。

○政府委員(金田好生君) 先ほど来申し上げまし

たような、鉄道整備の緊要性を背景にいたしまし

て御検討をいたいたわけございます。私ども

としては、こういった地下構造物による地下利用

の今後のあり方につきましては、関係方面と十分

協議をさせていただきながら、運輸省としては先

ほど来申し上げますよう緊要性から、な

るべく早い時期に法制化の方向で進めてまいりた

い、このように理解しております。

○猪熊重二君 建設省と国土庁にそれぞれ同じこ

とをお伺いします。この研究会の研究ないし報告

について、この両省庁はどちらかの関係があつたん

です。

○説明員(近藤茂夫君) まず第一点でございますけれども、私どもはその報告については報告が出

た後、事務的に説明をいたいております。

それから、第二点の建設省の事項に關係するか

どうかという点でございますが、直接關係するか

どうかは別にいたしまして、先生ただいま御指摘

があつたように、大深度地下を利用するものにつ

いては必ずしも地下鉄だけではなくて、鐵道であ

るとか、あるいは部分的には都市河川、現在地下

につくっている場合もございますので、そういう

観点から非常に関心を持つておりますし、また

今後特に大型の公共施設、これが地下利用といつ

た点に対する需要が高まつてくるということを予

想されますが、実は私ども地下利用のマスター

プランとか、全体的な総合調整が必要であると

いう観点から、そういうことをついても検討し

ておりますので、非常に深い関心を持つております。こういった観点から今後検討していきたいと考えております。

○説明員(神谷拓雄君) お答え申し上げます。

まず、第一点でございますけれども、研究会に

参加しておりません。

○政府委員(金田好生君) 先ほど来申し上げまし

たような、鉄道整備の緊要性を背景にいたしまし

て御検討をいたいたわけございます。私ども

としては、こういった地下構造物による地下利用

の今後のあり方ににつきましては、関係方面と十分

協議をさせていただきながら、運輸省としては先

ほど来申し上げますよう緊要性から、な

るべく早い時期に法制化の方向で進めてまいりた

い、このように理解しております。

そこで、運輸省において運輸行政をやられる上

において必要であれば運輸省でお考えになり、そ

れぞれの関係があることではな

いだろう。

○説明員(近藤茂夫君) これは私がやろうと

しておることではございません。先生は法律の専

門家でござりますので、もう馴染みに説法でござ

いますけれども、財産権の内容は憲法二十九条

二項によりまして、公共の福祉に適合するよう

法律で定めることになつております。また民法

二百七条は、「土地ノ所有権ハ法令ノ制限内ニ於

テ其土地ノ上下ニ及フ」となつておりますの

で、憲法二十九条の趣旨に沿つた法令によりまし

て所有権がどこどこまでも及ぶということではな

いだろう。

してまた、それを総合的に関係しておりますので、各省で十分協議いたしまして考えていかなければいけない問題である。法務省だけが協議に応ずるというものではないわけござりまするので、そういう広い見地から國民の世論も考えながら決めていかなければいけません。

○猪熊重二君 運輸省に私は水をかけているわけじゃないんです。水をかけているわけじゃないんだけれども、もう少し国民の意向を聞くと、いろいろ的な開発計画というものを作成するところまでございます。

○猪熊重二君 運輸省に私は水をかけているわけじゃないんです。

伺いたいと思います。

いただきました各項目明細書の八ページに、法律扶助事業費補助金として七千二百万円という金額が計上されています。この法律扶助事業の補助金七千二百万円は、この数年間金額のはどのように動いてきているのか、お伺いしたいと思います。

次に、予算について時間がある限り二、三点お伺いしたいと思います。

いただきました各項目明細書の八ページに、法律扶助事業費補助金として七千二百万円という金額が計上されています。この法律扶助事業費補助金として七千二百万円といふ金額が計上されています。この法律扶助事業の補助金七千二百万円は、この数年間金額のはどのように動いてきているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋欣一君) ただいまお尋ねの法律扶助に対する補助金の額は、昭和五十八年度以降七千二百万円ということで推移しております。

金額の増減がございません。

○猪熊重二君 法務省としては、この予算増額については考えて、また大蔵省とも折衝していると

いうふうなことはあるんでしょうか。

○政府委員(高橋欣一君) ただいま補助金につきましては、一般的に削減政策がとられているやつ伺っております。私どもいたしましたは、予算折衝の都度前年同額をまず確保していたがたいたことを大蔵当局に強くお願いしております。

して、その御理解をいただいて五十八年以降数年間削減を勧めてもらっているという状況でござります。

○猪熊重二君 私も不勉強ですけれども、諸外国においてはいわゆる法律扶助の補助金と言ふの

か、何と言うか名前はわかりませんけれども、日本の法律扶助協会に対する国の補助金のような性質の金がどの程度出ているのか、わかれればお教えいただきたいと思います。

○政府委員(高橋欣一君) 私ども文献などで承知している限りでございますけれども、アメリカ、イギリス、フランスあるいは西ドイツといった欧米国におきまして、こういう法律扶助に関する制度が設けられているようございます。その形態は、国が経営するものとか、あるいは法人が經營するとかいろいろあるようございますが、それに国家から支出されております費用というものは相当の額にいずれも上つておるというように文献で承知いたしております。

現在の具体的な数字は把握しておりませんけれども、過去のある時点における資料によります

と、現在の我が国の支出金額と比べますと格段に多いように承知しております。

○猪熊重二君 この法律扶助事業というのは、御承知のとおり、民事上の権利を主張しようとする場合において、訴訟費用あるいは弁護士費用がない人に対する扶助事業なん就可以了から、幾ら権利があるということになつても、実際にその権利実現のための手続の金銭がなくて泣き寝入りといふことでは、権利と言つても繪にかいたものになるわけです。

今人権局長がおっしゃいましたように、私も数字は具体的には覚えておらないんですけども、日本この七千二百万なんというのは諸外国で出している金額に比べると本当にズメの涙みたいに僅少な金額なんです。ですから、この辺の諸外国の例も含めて法務大臣として今後、ことしはやむを得ぬとしても、次年度からにおいても、法律扶助事業に対する補助金の問題について増額に御努力いただきたいと思いますが、いかがでしようか。

○国務大臣(林田悠紀夫君) 御承知のように、この法律扶助のために財團法人法律扶助協会がありまして、そこに対しても毎年国は補助をしておるわ

けでございます。それで、実際は法律扶助協会から三億円ぐらゐの補助が行われておるわけでございまして、大体今までのところはこれで賄つておられるという状況でございます。しかし、法律の扶助事業は貧困者に対します訴訟援助でありまして、裁判を受ける権利を保障する、そのためにはまことに必要なものであります。したがつて、今後とも眞に扶助を必要とする者が救済をされるよう十全の努力をしてまいりたいと存じます。

○猪熊重二君 時間がございませんので、質問通告した項目をちょっと飛ばしまして、いただきました各項目の、ページがちょっとわかりませんが、それが、要するに宗教謝金、刑務所において千八百八十万元、少年院において三百五万元の支出が計上されておりますが、これの内容はどういうことなんでしょう。

○政府委員(河上和雄君) 宗教謝金というのは宗教説に關係するわけですが、宗教教説は矯正施設に収容されている者の信教の自由を保障する観点から、その宗教的欲求の充足を図るために、民間の篤志家であります教説師が希望する被収容者に対して行つておるものであります。宗教謝金はそれらの教説師さんたちに対して支払われるもので、内容は宗教教説に対する対価といふより、おいでになる交通費などの実費であると、こう考えております。

○猪熊重二君 それは大問題です。病気になつた人を病院に入れていく、治療させる、そのための金を国が負担するのはそれは当然です。人を取つつかまえて入れておいて、病気になつてほつておくわけにはいきません。それと特定の宗教宗派の牧師なり僧侶を連れてきて、教説活動をやられてそれに対して金払うのは同じだといつたら、

憲法二十条で言つておる、国はいかなる宗教活動もしてはならない、あるいは公金は宗教上の組織の便宜維持のために支出してはならないということの規定と全く矛盾してくるじゃありませんか。あなたが今おっしゃつた病院に対する治療費と同じだということだつたら、これは大問題ですよ。

○政府委員(河上和雄君) 信仰の自由といふのは、いわば私どもの考え方でありますと、心の病、それを被収容者が治していただきたいということ

で、教説師さんになつておられたいたい心の病を治していただくわけがございまして、その関係の実費、これはボランティアでございますので、やはり実費だけはお払いしたい、こういうことでございま

す。

○猪熊重二君 私は今まで札幌だつたかな、刑務所へ行つたときにこの問題をいつも聞いている。

そうすると、刑務所長の答えは篤志家がただでいるやつてくれるのですと、こう言つておられただ、憲法二十条の定めている政教分離、非常

にこれは厳格なものでございますので、実は戦前におきましては教説師は國の公務員というような形でもつてやつておられます。新憲法が制定施行されました際、その部分は切り離しまして全くのいわば民間ベース、ボランティアベースで現在行つております。この関係については憲法二十条の違背はないと言じております。

また、謝金という形で実費を支出いたしておりますが、これはいわば入つておる人たち、被収容者がちが病気になります。そして國の費用でもつて近隣の病院で倒産を見つめらうというようになります。それと同じような形の実費の性格で憲法八十九条の違背の問題はないだろうと、こう考えております。

たんです。だから、私はそうだと思っていました。今回予算書を見たらこれだけの、千八百八十円七千円という金額が計上されている。これが日当がある人は実費弁護だから交通費だから知らないけれども、特定の宗教宗派に対する便益の供与ということにならないんですね。それで、私は、中に入っている人の信教の自由はどうちでもいいなんて言っているのじゃないですよ。中に入っている人が宗教書物を読みたいとか、宗教的礼拝行為をしたいとか、こういうことは大いにやつてもらつたら結構やる権利がある。また、自分が自分の錢でこういう牧師に会つていろいろ話を聞きたい、こういう坊さんに会つていろいろ話を聞きたい、それも信教の自由です。国がなぜ錢を出して特定の牧師や坊さんを連れていつて本人に宗教活動、宗教行為をさせるのかということを聞いているわけです。いかがです。

○政府委員(河上和雄君) 国がさせているということよりは、むしろ機会を与えるという意味ではあるは國がさせているという、そういうふうな

理解の仕方もあるかもしれません、入つている人たちが宗教的ないろいろな話を伺いたいとい

うことでもつて外部からボランティアで来ていただいているわけでござります。教説師がおいでにならぬ教説師総数といふのは年間昭和六十二年の

実績でまいりますと一万六千回でございまして、それを予算額で割りますと一回当たりせんぜい一千三百円余り、実費に満たないような額でございまして、少なくとも謝金とかそういうふうな性格のものではない。少なくとも國がそういう宗教活動をしているものではないというふうに私どもは理解しております。

○猪熊重二君 この問題は、また後日いろいろ検討させていただきます。

最後に、時間があまりませんので概略的に法務大臣に見解をお伺いしたいと思います。これは、今申し上げた刑務所の受刑者あるいは少年院に入っている人間、この人間がいろんな作業をするわけです。その作業によつて受刑者に支払われる金額

が十二億九千六百万円、少年院で仕事をしている少年に支払われる金が千四百七十万円。要するに両方合わせておよそ十三億円の金が受刑者ないし日當年に支払われております。およそ十三億円で少年に支払われております。もちろんこの百四十四億三千六百万円という中には、原料費や機械の損料とかそういうものも考えます。これに対して、この作業によつて国に入つてくる金が百四十四億三千六百万円あるんです。もちろんこの百四十四億三千六百万円といふことについてどのようにお考えか。

私は、刑務所のある人は少年院の受刑者ないし少年の仕事によつて国がもうける筋合はない。

むしろそういう金は、原価計算はどういうふうに

するか難しいけれども、材料とかそれから機械の

損料とかそういう原価計算をした上で、残りは全部受刑者もしくは入所している少年に渡してやる

ことが、出でいたときに本人が世の中で生きていく上に、非常な励みにもなるし有益にもなるんじやないかと、こう考えるんです。この点につい

て簡単で結構でございますが、数字なんか抜きにして大臣の所見を伺つて私の質問を終わります。

○国務大臣(林田悠紀夫君) 刑務所や少年院におきまして労働をするということは、その労働を通じまして労働の価値を認識する、そしてまた人間性に目覚めてくれる、こういうことを期待してお

るものでござります。したがつて、その労働の成績としましてできました価額をそのまま本人に返すという必要はないものと存じますが、一方、赤報隊を名のつておりますが、同一犯行グループも発生をしておるわけですが、東京本社・阪神支局事件、名古屋の寮の襲撃事件、静岡の支局の事件及び中曾根前総理に対する脅迫事件、いずれも

中曾根総理宅にも脅迫文を送りつけるという事案も発生をしておるわけですが、東京本社・阪神支

局事件、名古屋の寮の襲撃事件、静岡の支局の事件及び中曾根前総理に対する脅迫事件、いずれも

赤報隊を名のつておりますが、同一犯行グループとしてはきょう御返上申し上げたいという意向でありますことを申し述べておきました質問の中身に入つておきたいと思います。

まず最初に、私は一連の朝日新聞社襲撃事件、これについて伺いたいのであります。

竹下総理もこの問題については、許しがたい民

主主義の根幹に対する不法な攻撃であるとして、厳しい取り締まりを予算委員会でも我が党の市川

議員の質問に対しても我が党の市川議員の質問に対しても表明されております。私は当然のことだと思うわけであります。ところが、大臣所信を拝見いたしましたして、最近の犯罪情勢、治安確保について大臣の所信を表明されておりますが、ある提起をされました事案の中で、この朝日新聞一連襲撃事件、これについては一言も触れられていないので、特段の御意図はないと思います

けれども、この新聞社襲撃事件について大臣の見解をまず伺つておきたいと思うわけであります。

○国務大臣(林田悠紀夫君) 所信表明は大分前に

が十二億九千六百万円、少年院で仕事をしている少年に支払われる金が千四百七十万円。要するに両方合わせておよそ十三億円の金が受刑者ないし

少年に支払われております。およそ十三億円で

少年に支払われております。もちろんこの百四十四億の収入があつて十三億だけ出しています。も

ちろんこの百四十四億三千六百万円といふこと

についてどのようにお考

えか。

私は、刑務所のある人は少年院の受刑者ないし

少年の仕事によつて国がもうける筋合はない。

むしろそういう金は、原価計算はどういうふうに

するか難しいけれども、材料とかそれから機械の

損料とかそういう原価計算をした上で、残りは全

ていくという意味においてまさに誤判を生む温

床、これを継続し、また人権侵害のおそれを内蔵

させつつ、根本的な解決にはならないという意味

において重大な批判がありました。私どもとして

は、速やかな成立どころかこの法案の撤回を厳しく

要求している問題でありまして、これがもし議

論になるとすれば、まさに国論を二分するような

大論議を国会でもやつていかなくちやならぬと、

こう決意しておりますが、そういう意味において

この点の大臣の所信については、これは私どもと

して大臣の所見を伺つて私の質問を終わります。

きょう私は、この問題の議論をするつもりはございませんけれども、このおつしやつた刑事施設法案は留置施設法案と関連をいたしまして、日弁連はもちろん広範な国民の中から代用監獄を存置

うお述べになつております。

きょう私は、この問題の議論をするつもりはございませんけれども、このおつしやつた刑事施設

法案は留置施設法案と関連をいたしまして、日弁

連はもちろん広範な国民の中から代用監獄を存置

うお述べになつております。

○猪熊重二君 どうもありがとうございました。

まことに申しわけない

次第でございます。

お尋ねの赤報隊と言われる事件であります

が、現在捜査当局におきまして捜査中でございま

して、事案の詳細が必ずしも明らかではないので

あります。が、犯行の手段・方法などから見まし

てまことに凶悪な事件であると認識をしておりま

す。言論封殺を企図して暴力の行使に及ぶ本件の

ごとき事件は、民主主義の根幹を搖るがすもので

ございまして、速やかな真相の究明を期待してい

るところであり、検察といたしましても厳正に対

処するものと存じております。

○橋本敦君 そこで、警察厅にお伺いいたします

が、警察厅は静岡における爆弾を仕掛けた件につ

きましても、百十六号事件に指定をして厳重な捜

査を今やつておられるというように理解をしてお

りますが、この赤報隊なるもの、これがその後、

ございまして、速やかな真相の究明を期待してい

るところであり、検察といたしましても厳正に対

処するものと存じております。

○橋本敦君 そこで、警察厅にお伺いいたします

が、警察厅は静岡における爆弾を仕掛けた件につ

きましても、百十六号事件に指定をして厳重な捜

査を今やつておられるというように理解をしてお

りますが、この赤報隊なるもの、これがその後、

ございまして、速やかな真相の究明を期待してい

るところであり、検察といたしましても厳正に対

処するものと存じております。

○橋本敦君 そこで、警察厅にお伺いいたします

が、警察厅は静岡における爆弾を仕掛けた件につ

きましても、百十六号事件に指定をして厳重な捜

査を今やつておられるというように理解をしてお

りますが、この赤報隊なるもの、これがその後、

ございまして、速やかな真相の究明を期待してい

るところであり、検察といたしましても厳正に対

処するものと存じております。

○説明員(廣瀬権君) お答え申し上げます。

一連の朝日新聞襲撃事件に対しましては、警察

署で百十六号事件というのに指定をいたしま

して、銃意捜査をいたしておりますところでございま

す。

ただいま御指摘のとおり、当初昨年の一月二十

四日ころのことであろうと思ひますが、東京の朝

日新聞本社に対しまして狙撃二発を撃つたとい

う事件がございました。

それから昨年の五月三日に

西宮阪神支局におきまして記者の方を一名殺

害、一名重傷を負わせるという事案がございま

す。それから名古屋の寮におきまして、これは昨

年九月二十四日でございますが、テレビ台に

と存じます。

しまして銃銃を一発撃つた。かつ付近の壁に対ししましてもう一発を撃つている。これは別の建物でございますが、二発撃つたという事案がございました。そして本年になりまして、静岡におきまして爆破未遂事件があつたということをございます。時を同じくしまして、群馬の中曾根前総理の事務所に対しまして脅迫状が送られたということをございます。

これらの事件につきましては、関係府県に捜査本部を設けまして銃意捜査をしておるところでございますが、現在の見方といたしましては、最初の銃銃を使った事案でございませんけれども、これについては散弾実包が同じものであると現在までの鑑定では認められる。それから一連の脅迫状が参つておりますが、これの封筒の形状、紙質、そして文章の中身でござりますけれども、これを鑑定いたしますと同一のワープロで打たれておるということでございますので、私どもといたしましては、中曾根前総理に対します脅迫状も含めまして、同一犯人あるいは同一グループによる犯行であるという可能性が極めて強いというふうに見て捜査をいたしておりますとございます。

○橋本敦君 今おっしゃつたワープロというのは、いわゆるシャープシリーズだというように言われておりますが、そうですか。

○説明員(廣瀬権君) そのとおりでございます。

○橋本敦君 そうしますと、この一連の事件は具體的な動機が何かということはなかなか究明しがたいんでしようが、一応その声明文等から見て、右翼のグループであるというようになってよろしいわけですか。

○説明員(廣瀬権君) 犯行声明文に右翼の言動らしきものは確かにございます。また、赤報隊が右翼団体と関連するものかどうか、あるいは右翼の外周に存在するものかどうか、これにつきましては銃意捜査をいたしておりますが、現在のところ各種既存の団体から赤報隊といふのが出てきておりませんし、赤報隊の解説になお努めておるところでございまして、右翼であるかどうか、あるいは

はその外周のものであるかどうか断定するには至つておりません。しかし、関連性があるものと見て捜査をいたしております。

○橋本敦君 その犯行声明、脅迫文等でも一人多殺、多殺多生などと極めて凶悪なことを言つております。時を同じくしまして、一人一殺というふうにござります。

これは旧来右翼の範囲じゃなくて、新右翼と呼ばれているグループの関係があるのではないかといふような考え方が社会的に見られておるような報道もあるんですね。新右翼というのはどういうもので、そしてこれのかかわりで警察庁はどう見えておられるか、そこらあたりを説明してほしくんですが。

○説明員(田口朝君) お答えいたします。

いわゆる新右翼と言われておるものはマスコミのつけた名称でございまして、確定的定義はございませんけれども、それをそんたくいたしますと、戦後における右翼運動というものは反共重視の反体制、ここは革新の原点に帰らなきやならぬ。さらに目的達成の道も右翼の伝統である直接行動でなきやならぬというようなことを主張いたしました。戦後体制の打倒ということを強く掲げて年齢的にも若い人が多うございますので、現在の風潮というものが染まりやすいというようなことから考えてまして、そのグループによる犯行の可能性もあるということで銃意捜査しているところでございます。

○橋本敦君 静岡支局で未遂に終わった爆弾事件ですが、これの破壊効果、あの爆弾の起爆効果、こういったものを鑑定された結果わかりましたですか。

○説明員(廣瀬権君) 静岡事件の爆発物の威力に

つきましてござりますが、現在詳細な鑑定を行つておるところでございまして、現段階では確定的なことは申すわけにもまいりません。ただ、現在までに判明したところによりますと、殺害能力につきましては疑問がござりますが、傷害能力は十分あるのではないかというふうに考えております。

○橋本敦君 あの爆弾が爆発未遂に終わつた原因は何だったのですか。

○説明員(廣瀬権君) この点も今後の捜査の結果にまたないと断定的なことは申し上げることができません。故意に爆発しないようにさせたのか、あるいは偶然が作用して爆発しなかつたのか、これは今後の捜査並びに鑑定結果をまたないと何とも申し上げることができません。

○橋本敦君 そこで、言われていることはこれまでの一連の事件以上に遺留物品が多い。つまり爆発しないで残つたわけですからね。だから、あそ

こで使われたところの問題の火薬、これについては、我が国ではこの火薬の製造販売ルートは極めて限定されているとか、あるいはそこで使われた時計が特定性があるとか、犯人像を追求していく上で捜査上重要な手がかりが残された。これは警察にとって、この凶悪事件を追及していく上で極めて重要だということが考えられるわけですが、

その点についての御見解はどうですか。

○説明員(廣瀬権君) 先生御指摘のとおり、爆破未遂に終わりまして幾つかの遺留品が残されたわけでござりますので、静岡県の捜査本部といたしましては、この遺留品の追跡というのを最大の捜査項目に挙げまして銃意努めておるところでござります。しかし、何分にも乾電池、あるいはビース缶等にしましても大量生産、あるいは大豊流通品でございまして、その販路の究明には相当困難が伴うのではないか。しかし、そうは言つておられませんので、懸命な努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○橋本敦君 私が聞いているところでは、火薬については大量販売品というよりも製造販売ルート、これが限定されるという可能性が強い。それから、缶の中のくぎですね、このくぎも一般汎用性というよりむしろ製造は特殊なものだから、製造所は特定され得る可能性が強いと聞いておりますが、どうですか。

○説明員(廣瀬権君) 何分にも捜査の秘密、現在捜査中でございまして、具体的なことをここで答弁するのは差し控えさせていただきたいと思いまが、新聞等で出でておりますのは火薬が限定されるのではないかということであります。全国に火薬類の販売店は四千数百カ所ございまして、このうち黒色猟用火薬を扱うもの、五、六百ではないかと見ておりますが、数が少ないと申しましてもそのくらいの数がござりますので、ここにつきまして銃意今後捜査をしてまいらなければならぬと思います。五百、六百という数でござりますから、それがおつしやつたときに、そこにはまらないということございまます。

○橋本敦君 この一連の事件について言つたらば、あの西宮ではとうとい記者の生命まで奪われているということです、今度の場合は殺傷能力は別としても、やっぱり傷害能力というのはあつたということですから、依然として凶悪な事犯が続いているわけですね。それがおつしやつたようふうに思つております。

○橋本敦君 この一連の事件について言つたらば、あの西宮ではとうとい記者の生命まで奪われているということです、今度の場合は殺傷能力は別としても、やっぱり傷害能力というのはあつたということですから、依然として凶悪な事犯が続いているわけですね。それがおつしやつたようふうに思つております。

ト、これが限定されるという可能性が強い。それから、缶の中のくぎですね、このくぎも一般汎用性というよりむしろ製造は特殊なものだから、製造所は特定され得る可能性が強いと聞いておりますが、どうですか。

○説明員(廣瀬権君) 何分にも捜査の秘密、現在捜査中でございまして、具体的なことをここで答弁するのは差し控えさせていただきたいと思いまが、新聞等で出でておりますのは火薬が限定されるのではないかということであります。全国に火薬類の販売店は四千数百カ所ございまして、このうち黒色猟用火薬を扱うもの、五、六百ではないかと見ておりますが、数が少ないと申しましてもそのくらいの数がござりますので、ここにつきまして銃意今後捜査をしてまいらなければならぬと思います。五百、六百という数でござりますから、それがおつしやつたときに、そこにはまらないということございまます。

て、どういう捜査体制でどう対処されるか、最後にその点についてお話を聞いておきたいと思いま

す。

○説明員(廣瀬権君) 本件につきましては、事業が発生いたしました各関係都県警察におきまして、警察本部長を長といたします特別捜査本部体制を置いております。刑事部門はもとより警備部門もこれに参入させまして、警察全組織を挙げて捜査をいたしておりますところございます。また、そういう関係都県警察でなくとも、先ほどの遺留品の販路の究明等は全国警察を挙げて捜査しなければなりませんので、現在全警察組織が、これが警察の最重点課題だということで取り組んでおるわけでございます。捜査態勢をいたしましては、そういうふうに從来ない態勢で取り組んでおりま

すが、まだ未然防止といいますか、あるいは現行犯的措置をとれる態勢ということにつきましても、いろいろ頭をひねりまして所要の措置をとつておるところでございます。

○橋本敦君 最後に、戦前は有名な五・一五事件というものがございまして、この赤報隊は次は五・一五、つまり五月十五日前後をねらうのではないかという推測までされていよいよ状況がりますね。ですから、そういった右翼が蠢動しそうな節々というのはなるほどあり得るわけで、そういうことも含めて万全の警備態勢を置いておらいたい、こう思ふんですがいかがですか。

○説明員(廣瀬権君) そういうことも頭に入れまして必要な警戒措置をとつておりますし、何とか早いところ検挙をいたしまして社会不安を取り除きたいというふうに思つております。

○橋本敦君 それでは次の問題に質問を移します。次には、同じ右翼の暴力ですが、具体的に公然と展開をされている正当な共産党の政治活動について凶悪な攻撃が右翼から加えられております

ので、その点について質問をしていきたいと思います。

鹿児島の問題は、主として検察庁に告訴状を提出しております関係から、検察庁に捜査状況をお伺いすることになりますが、まず申し上げますと、鹿児島で和田一雄という我が党の市会議員がいるわけですが、鹿児島でも暴力団追放運動が市民の中から提起をされまして、和田一雄議員は市

民とともにその先頭に立つて十年前から活動してまいりました。

たまたま昭和六十二年の十一月ごろ、鹿児島におきまして、暴力団三代目小桜一家というのがあるんですが、この小桜一家の総長の内妻とも本妻とも言われておるんですが、その野上律子氏名義で鉄筋五階建てビルの建設が申請をされたということになりました。これを知った市民が、暴力団

事務所が自分たちの上荒田町内にできるということは、これはもう市民にとっては重大な社会不安を惹起いたしました。当然のことです。

そして、市民から赤崎鹿児島市長あてに、こういった建物の建築は認めないようになっています。

そこで、警察庁にまず伺いますが、この鹿児島の小桜一家のことは、やはりはつきりした暴力団ですか。また組員がどのくらいで、この組員たちの小桜一家の犯罪歴はどういうものであるか、おわかりの範囲で教えていただきたいんです。

○説明員(深山健男君) お答えいたします。暴力団小桜一家は、鹿児島市を中心同県内円に勢力範囲を有しておりますからこれを受けて質問に立ちまして、こういった暴力団事務所の建物の建築確認申請が出てきて、嚴重な審査をやつて、住民の意思を尊重してこれについては認めないようになされたいということを厳しく要求いたしましたが、市当局もまたこれを受けまして、行政側としても暴力団事務所の建設は好ましくないとのことで、建築確認申請は認めない方針で対処する旨ときっぱりと答弁をした次第であります。

○橋本敦君 わかりました。その直後から、和田議員に対して氏名不詳者からいろいろいろな脅迫行為が行われるということになつてきました。その一つは、六十二年十二月十九日、自宅にて妻に対し、おまえは生活がかかるつて、うちに血の氣の多い者が多い、こういったことで暗に危害を加える旨の

電話がある。

それから一月六日になりますと、今度は和田議員の原付自転車のタイヤその他すたに刃物で切り裂かれて損壊されるという事件があり、それ

電話がかかる。そしてまた、二月二十三日には、「セングツジックコウシタウスキチクデノショケイニツツキ」これは氏名不詳者によつて市民が凶悪な傷害を受けたんだが、その「ショケイニツツキキデンニテンチユウラアタエルショケイハキサラギノウチニジツコウスル」、こういうような脅迫文が、これは郵送されてきている、こういうことになつてゐるわけ

であります。

そこで、警察庁にまず伺いますが、この鹿児島の小桜一家のことは、やはりはつきりした暴力団ですか。また組員がどのくらいで、この組員たちの小桜一家の犯罪歴はどういうものであるか、おわかりの範囲で教えていただきたいんです。

○説明員(深山健男君) お答えいたします。暴力団小桜一家は、鹿児島市を中心同県内円に勢力範囲を有しておりますからこれを受けて質問に立ちまして、こういった暴力団事務所の建物の建築確認申請が出てきて、嚴重な審査をやつて、住民の意思を尊重してこれについては認めないようになされたいということを厳しく要求いたしましたが、市当局もまたこれを受けまして、行政側としても暴力団事務所の建設は好ましくないとのことで、建築確認申請は認めない方針で対処する旨ときっぱりと答弁をした次第であります。

○橋本敦君 わかりました。その直後から、和田議員に対して氏名不詳者からいろいろいろな脅迫行為が行われるということになつてきました。その一つは、六十二年十二月十九日、自宅にて妻に対し、おまえは生活がかかるつて、うちに血の氣の多い者が多い、こういったことで暗に危害を加える旨の

鹿児島県警察本部長山崎毅殿あてに、「住民の不安解消について」と題して、この暴力追放の市民運動に対する嫌がらせとも見られる事件があり、まことに遺憾で厳しい対処を望むということが文書で出されておりますが、受け取つておられますか。

○説明員(深山健男君) その文書自体につきましては、私ども直接には承知しておりません。しかしながら、先生御指摘のとおり、暴力団追放運動につきましては全国的に今盛り上がりしております。多くの地域の住民の方が本当に心から怒りを感じて立ち上がりておられるわけでございまして、その多くは地域の住民の方が本當に心から怒りを感じて立ち上がりておられるわけでございまして、警察といつた対象団体に対する徹底的な取り締まりはもとよりでございますけれども、関係団体から何らかの被害を受けることが絶対あつてはならないという観点で、住民の保護に万全を期すよう努めているところでございます。

○橋本敦君 法務省刑事局長にお伺いいたしますが、これは文書で出していると聞いておりますので、県警本部長の方に一遍お問い合わせいただけますか。

○説明員(深山健男君) 問い合わせいたします。

○橋本敦君 これは文書で出していると聞いておりますので、県警本部長の方に一遍お問い合わせいただけますか。

○説明員(深山健男君) 問い合わせいたします。

○橋本敦君 これは文書で出していると聞いておりますが、これは鹿児島の検事正であつても出したというふうに市当局が言つておりますが、御存じでしようが、まだ御存じありませんか。

○橋本敦君 法務省刑事局長にお伺いいたしますが、これは鹿児島の検事正であつても出したというふうに市当局が言つておりますが、御存じでしようが、まだ御存じありませんか。

○政府委員(岡村泰孝君) まだ報告を受けておりませんが、私の方でも調査いたしてみます。

○橋本敦君 そこで刑事局長、今お話しした第一の問題は、これは検察庁に對して関係者から、つまり和田一雄議員ですが、告訴状が提出をされておるようになりますが、これは受理していただいて御検査いただいておりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘の件であります

が、鹿児島地檢におきまして本年二月二十六日に、脅迫及び器物損壊、本年三月二十四日に脅迫の各告訴を受理いたしまして、現在検査中であります。

○橋本敦君 今お話が三月二十四日の告訴にも及

びましたが、これについてこれからお話をしようと思つていただところであります。

これはどういうことかと言いますと、今言つた和田議員に対する脅迫、器物損壊、こういった不法行為が続いておりまして、検察庁にまず第一に、先ほど告訴したとおりであります。その捜査中であるにもかかわらず、またまた今度は和田議員だけではなくて、我が党の、四月十日から市議会選挙で立候補を予定しております五名の予定者に対する脅迫がなされるという事態にまで発展したわけであります。

この脅迫状は、我が党の鹿児島の地区委員会にてに送られてきました。中身はどういうことかといいますと、「キサマラ シュツバラ ジタイセエ」、「キサマラ」というのは「ワダイカ 四メイニツグ」と、こうありますから五名の予定候補者であります。「キサマラ シュツバラ ジタイセエ」と、こういうわけです。これは名前は西郷衛、平山孝、和田一雄、鎌倉俊一、竹原良子、この五名を指すことは客観的に極めて明白であります。

「キサマラ シュツバラ ジタイセエ」と、こういふことから始まりまして、そして「カナラズヤヨイノウチニ ソノムネヒヨウメイセエ」と、辞退を表明せえど、「モシムシヨツタラ ツライメニアウデ ウスキノヤマグチガソノイミホンヤタダシワダハベツヤ オリテモオリンドモテンチユウアタエル」つまり和田議員に対する憎しみが露骨なようですが、「オリテモオリンドモテンチユウアタエル」、こういうことで言つてきているわけですね。そして「ワシリナヒムカツタンヤサカイ シャアナイ」、つまり犯人の特定性がほぼ可能であります。暴力追放運動と関係が露骨に出てくる。「ハムカツタシヤサカイ シヤアナイ ソヤケドアンシンセエ コロサヘン ハンゴロシヤソノホウガオモロイ」、とんでもない話ですね。こういう脅迫状を送つてきている事實がありまして、これを今刑事局長受理されたよう自然のこととして告発したわけであります。だから、一議員に対する、我が党の議員の正当

な市民とともに暴力追放運動を開催しているそれに対する報復じゃなくて、今度は四月十日から始まる選挙そのものに対する脅迫がエスカレートしてきましたから、まさに脅迫がエスカレートしてきました。選挙というのはこれは民主主義政治を支える根幹でありますから、反対意見であろうが何であるが、立候補そのものをやめ、やめなかつたら天誅を加えるなどということは絶対に許せないことですね。まずその点私はそう思いますが、法務大臣の御意見はいかがでしょうか。

○國務大臣(林田悠紀夫君) まことに遺憾な事件であると存じます。既に現在捜査中でございますので、十分捜査を速やかにしていくように努力をして貰う所存であります。

○橋本敦君 なまぬるいことでは四月十日の選挙までに本当に危害を加えられるかもわかりませんから、断固として捜査を速いテンポで進めるようになります。既に現在捜査中でございますので、十分捜査を速やかにしていくように努力をして貰う所存であります。

○政府委員(岡村泰季君) 告訴を受理いたしました。鹿児島地検といたましても、その辺の事情は十分に地元でもありますので承知しているところであると思いますので、できるだけ早期に犯人の割り出しのために鋭意努力するものと思つております。

○橋本敦君

この件の告訴については脅迫罪を理由として告訴されておりますが、今お話しの選挙の自由妨害罪が成立する法的 possibility もありますので、これも含めて徹底的な捜査をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰季君)

ただいまの選挙自由妨害の成立の可能性があるということにつきましては、もちろん鹿児島地検といたましてもよくわかつているところでありますので、鹿児島地検におきまして適切に対処するものと思つております。

○橋本敦君

適切な対処を当然お願いします。

○橋本敦君

ところで、この五人の予定候補に対してとんでもない嫌がらせがわからない者から行われているんです。例えば和田一雄議員のところに、注文もしないのに十八金指輪が注文されたといふので送つてくる。それから、鎌倉俊一予定候補のところには総桐タンヌ三點セット、こんなものを注文していないのに送られてくる。それから、西郷予定候補のところにはビデオカメラ、注文しないのに寿屋から送られてくる。それから、竹原良子予定候補のところにはこれもまた注文しないのに洋服四点、それから家具、これがそれぞれの店から送られてくる。もちろんびっくりして返しておりますよ。返しておりますが、こんなものが送られてくる。本人の名で注文されたということがありますか。

○説明員(田中宗孝君)

お答え申し上げます。

○説明員(田中宗孝君)

お尋ねの件についてござりますが、自治省といたしましては事実関係を調査、確認する立場に

はございませんので、当該案件につきましての具体的な答弁は差し控えさせていただきたいとは存じますけれども、公職選挙法におきましては、選挙に関し、公職の候補者は公職の候補者となる者などに対し暴行または威力を加えなろうとする者などに対し暴行または威力を加えました場合には、同法第二百二十五条に規定する選挙の自由妨害罪が成立するものとされていいると存じます。

○橋本敦君 刑事局長、そういうわけですから、この件の告訴については脅迫罪を理由として告訴されておりますが、今お話しの選挙の自由妨害罪が成立する法的 possibility もありますので、これも含めて徹底的な捜査をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(岡村泰季君)

ただいまの選挙自由妨害の成立の可能性があるということにつきましては、もちろん鹿児島地検といたましてもよくわかつているところでありますので、鹿児島地検におきまして適切に対処するものと思つております。

○橋本敦君

私はあえてこれを犯罪にしようといふことでお尋ねしたわけじゃないんですけど、状況としていろいろ犯罪にならないような嫌がらせも含めて、こういう無法状態が起こっているということについて注意を喚起していただきたいということで申し上げました。だから、早く処置をして、ぜひひとも適切な対処をお願いしたい。これは告訴状をまたま検察庁へ出して、検察庁で受理していただいておりますのであれでありますけれども、直接の調査は検察庁ですが、警察の方にもお願ひしたいのは、今私がお話ししたような一連の状況を踏まえて、厳重な対処については警察も努力していただきたいということでお願いしたいのですが、どうですか。

○説明員(深山健男君)

お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、暴力団のこの種住民に対する、あるいは暴排運動をされる関係者に対する嫌がらせなり暴力的な行為に対しましては、私どもとしても徹底的な取り締まりをやつ

とか、こんなものまで送つてくる。具体的に事情をよく知つてゐる者が、殊さらたて嫌がらせをやつてゐるわけですね。これが最近合計五人でありますから、まさに脅迫がエスカレートしてきました。選挙というのはこれは民主主義政治は異常ですね。まさに無法地帯ですよ、鹿児島は。こういうことも含めて、まさに一刻も猶予なくねと思いますね。

○説明員(田中宗孝君)

仮に刑事局長、私はようわからぬのですが、注文もしてないのに注文したと勝手に東急百貨店へ行つてこんなものを送つてきて、まあ返しますからこつちは被害はないと思いますが、これは一体犯罪にどこかでならぬのでしょうか。その店に對しては欺罔による業務妨害になるのか。送られた人に對してはこれは何もならぬのか。これもやつぱり違法行為だと思うんですけれども、これはどうでしようか。

○政府委員(岡村泰季君)

ただいまお話を聞きました限りにおきまして、どうも送られた方には何らかの犯罪が成立するかと言われましても、どうも私思ひ当たる罰則等がございません。

○橋本敦君

私はあえてこれを犯罪にしようといふことでお尋ねしたわけじゃないんですけど、状況としていろいろ犯罪にならないような嫌がらせも含めて、こういう無法状態が起こっているということについて注意を喚起していただきたいということで申し上げました。だから、早く処置をして、ぜひひとも適切な対処をお願いしたい。これは告訴状をまたま検察庁へ出して、検察庁で受理していただいておりますのであれでありますけれども、直接の調査は検察庁ですが、警察の方にもお願ひしたいのは、今私がお話ししたような一連の状況を踏まえて、厳重な対処については警察も努力していただきたいということでお願いしたいのですが、どうですか。

○説明員(深山健男君)

お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、暴力団のこの種住民に対する、あるいは暴排運動をされる関係者に対する嫌がらせなり暴力的な行為に対しましては、私どもとしても徹底的な取り締まりをやつ

ていきたいと考えておりますし、また同時に、そういう方々の身辺の保護につきましても万全を期していきたいと考えておるところでございます。

○橋本教君 よろしくお願ひします。これはひとり我が党の議員の政治活動の自由にかかる問題ではなくて、問題の発端からお話ししましたが、まさに日本の民主主義と国民の市民の安全にかかわる問題、市民の暴力追放運動という当然の世論に刃向かってくる不法な行為でありますから、ひとり共産党の関係する事件とだけとらずに、まさに国民的サイドでとらえて徹底的な取り締まりをお願いしたいと思うんです。

そういう観点で、もう一つ町田における事件について次にお伺いをしておきたいと思います。

この町田ではどういう事件が起つてあるかといいますと、これは建設委員会その他でもう議論になりましたので、背景経過は詳しく申しませんが、入会金が一千万という超デラックスなテニスクラブ、これを町田市の小山田につくつて、クラブハウスも建てて、ここで太陽物産という会社が事業主になり、経営主体は東京テニス俱楽部がやるということで起つた事件であります。この太陽物産の代表取締役社長が山中という女の方ですが、同時に東京テニス俱楽部の監査役、この東京テニス俱楽部の代表取締役は同じ山中という人で、太陽物産の山中社長の主人である、こういう関係です。

この太陽物産と右翼暴力団がどういう関係にあるかということをまず最初に言つておきますが、町田の町の中にある真道会總本部、これは真道会、右翼ですが、この總本部は太陽物産所有の建物の中にあります、ここで後でお話をする松魂塾等の右翼とのつながり、結集も進んでいくわけですが、そういう関係にあります。そこで、まずこの違法問題については、このテニスコートの建設それ自体が最初は農地法の造成などと偽つておりましたが、実際はテニスコートであることが一見明白になつてくるんですが、そ

の過程で一つは都市計画法宅地造成等の規制、これに対しても何らの届け出もしないという違法があります。第二番目に、今度はその上に建てるクラブハウスにつきましても、これは建築確認申請義務違反等で町田市が工事停止命令を出さざるを得ない対して調査に町田市の職員が行きますと、今言つた山中らは、その職員をけり上げるなどの暴力を加えて明らかに公務執行妨害を行い、職員の身分証明書を取り上げるという事案が起つて町田市からも告発、捜査要求が出される、こういう事案が背景にある。

以上、簡単にこういつた筋書きがあるということことは警察は御存じですか、背景的事情があるということ。

○説明員(泉幸伸君) ただいま御指摘の点につきまして、町田市から町田署に対し関連の告発がなされて捜査していることは事実でございます。

○橋本教君 その盗聴器はどこの製品で、どういうものであるか、そこらの検査はもう進んでおりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 本件につきましては、現在そういう点も含めて捜査中でございます。

○橋本教君 いかがですか、私は、今言つたのは背景として申し上げたので、これに対する告訴、告発は今

お話しのように受理されて捜査をやつてもらつておりますからここは触れませんで、これに関して

我が党の議員が、当然のことではありますけれども、こういう無法なことは許さぬということで市議会でも取り上げ、また厳しく市民とともに追及する立場をとつたのは当然であります。

その先頭に立つたのが我が党の斎藤議員でありますけれども、この斎藤議員に対してどういう嫌がらせがなされたかといいますと、まず斎藤議員に対してもいいわれのない盗聴行為が行わされました。この盗聴事件については検察庁に告訴しておりますから、検察庁、捜査状況をまず述べてください。

○政府委員(岡村泰孝君) 御指摘の町田市議員

の斎藤議員から昭和六十三年一月十八日、東京地

檢に対しまして、氏名不詳者を被告訴人、被告

発人といたしまして有線電気通信法違反、電気通信事業法違反により告訴、告発がなされておりますので、現在東京地檢におきまして捜査中であります。

○橋本教君 これが発覚されたのはことしの一月十四日ですが、そういう事実は御存じですね。

○政府委員(岡村泰孝君) そうであります。

○橋本教君 盗聴の態様はわかりましたか。

○政府委員(岡村泰孝君) 加入電話の回線の途中に盗聴器が仕掛けられたというような状況だらうと思います。

○橋本教君 これが発覚されたのはことしの一月十四日ですが、そういう事実は御存じですね。

○政府委員(岡村泰孝君) そうであります。

○橋本教君 盗聴の態様はわかりましたか。

○政府委員(岡村泰孝君) これが発覚されたのはことしの一月十四日ですが、そういう事実は御存じですね。

○橋本教君 これが発覚されたのはことしの一月十四日ですが、そういう事実は御存じですね。

○政府委員(岡村泰孝君) そうであります。

○橋本教君 それが発覚されたのはことしの一月十四日ですが、そういう事実は御存じですね。

○橋本教君 これが発覚されたのはことしの一月十四日ですが、そういう事実は御存じですね。

○政府委員(岡村泰孝君) そうであります。

と三月十二日に暴行事件が発生しているわけであります。これは告訴状は町田警察署に出さしていただきておりますから、当然御存じのとおりなんですが、三月十日、三月十二日、いずれも日本共产党町田地区委員会の菊池伸夫委員長を告訴人として告訴をしておりますが、これは受理されていてただいておると思いますが、どういう事件で告訴されたのか、検査は今どういう状況か御説明をいたきたいと思います。

○説明員(田口朔君) お答えいたします。  
宣伝カーが壊されたということで、告訴二件私ども確かに受理しております。

○橋本教君 その第一件は、三月十日、午後六時三十分ごろ、小田急町田駅の西口駅前広場付近において街頭宣伝中であった日本共产党の宣伝カーが何者かに宣伝を妨害されて、後部のバンパーに破損を受けたという事実でございます。

○政府委員(岡村泰孝君) 本件につきましては、現在そういう点も含めて捜査中でございます。

○橋本教君 その盗聴器はどこの製品で、どういうものであるか、そこらの検査はもう進んでおりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 本件につきましては、現在そういう点も含めて捜査中でございます。

ざいます。

なお、本件につきまして、ただいま現場にいらっしゃった共産党の方々に詳しい事情をお聞きするために、署の方へ御足労をお願いしているところでございますが、早期に立証いたしたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○橋本敦君 そういたしますと、この二件については松魂塾関係、右翼の犯行だという、そういう犯人特定が具体的に進んでおるわけですが、三月十二日の件は検察庁に既に送致されたという今のお話ですが、検察庁八王子支部としては、これは今どういう捜査状況になつておりますか。

○政府委員(岡村泰孝君) 私、今の段階でその点の報告はまだ承知いたしておりませんので、この点につきましては調査いたしまして後ほど御報告いたしたいと思います。

○橋本敦君 これは宣伝活動の妨害であると同時に、明らかに宣伝車に対してガラス五枚を破壊するなど明白な暴力、器物毀棄行為をやつたわけでありますから、犯情は極めて重大であり、政治活動に対する重大な妨害行為でありますから、当然厳しい処断を、捜査を遂げた上でやつていただくのが至当であるというように思いますが、刑事局長いかがでしよう。

○政府委員(岡村泰孝君) 八王子支部が送致を受けておりますれば、八王子支部におきまして、御指摘のありましたような諸般の事情も捜査をいたしまして適正に対処するものと思っております。

○橋本敦君 それで、これ以外に斎藤市議に対し、市中に斎藤市議は私利私財をふやす、斎藤勇退陣せよといふことで、いわれない事実無根の中傷ビラを張り回しておりますから、名譽棄損というふうな状況もあるわけであります。ところで、問題の松魂塾から一般市民にも配布された声明文というのが出ております。これによりますと、なぜこういう運動を右翼がやつたかということをこう書いております。第一に、斎藤勇が共産党だから、これはむちやくちやであります

ね。共産党だつたら殺してもいいと言わんばかりであります。許しがたいことです。第二に、この手先になつてゐるなど全くたらめなチラシやビラを配つたからだと、こう言つておりますが、これは具体的な事実と証拠に基づいて共産党は宣伝活動をやつてゐるわけですから、それに対して彼らは遺恨を持つてゐるということが明白でありますから、動機もここでみずから白晬をしておる。それから第三に、こういうことを言つているのは、これはひどい話だと思ふんですが、これ以上でつち上げで罪なき市民をいじめ、うそのチラシで我々を中傷したらおまえとは政治生命を絶つまで徹底して戦う、こういうことで依然としてこれからも反省することなしに、こういつた暴力や脅迫をやるということを予告するようなチラシを各戸配布でばらまいているんです。

これは証拠として警察及び検察庁に後で提出をいたしますが、こういつたことで全く反省もなしに依然として暴力、脅迫をやろうというような態勢にある。自分の方が数々の違法行為をやつていながら反省せずにこういう声明文を出すということも、これは重大な犯情として無視できません。こういうことも含めて、今刑事局長がおしゃつたように、厳しい対処をせひともやつていてただくことを厳しくお願ひしておくわけであります。

ところで、きょうの新聞を拝見いたしましたと、総理府の世論調査結果が発表されました。これによりますと、総理府が発表した「警察に関する世論調査」であります。昨年十一月、三千人を対象に行つたものですが、この中で暴力犯罪の取り締まりについてどういうような結果が出ているかといいますと、「まだまだ手ぬるい」というところで答えた人が四四・三%で、前回の五十九年八月の調査よりも二・七%ふえた、こういうことです。だから市民はみずから安全や生命、社会の平穏を願つて警察の方から御意見を聞きたいと思います。

○説明員(深山健男君) お答えいたします。暴力團につきましては、その取り締まりあるいはその対策というものを徹底してもらいたいというふうな声が大変高いことは、かねてから存じ入つてゐるところでございます。またそうい

うことを切実に要求しているということが、これが明らかですね。

そして、もう一つ今度は問題になりますのは、これがどういうところで出てきたのかといいますと、警察官について「良い印象を持っている」というのは全体の五五・六%で半分超えておりますから、これは結構です。「悪い印象を持つている」人というのが二九・一%、三〇%ほどあります。

そこで、もう一つ今度は問題になりますのは、これがどういうところで出てきたのかといいますと、警察官について「良い印象を持っている」というのは全体の五五・六%で半分超えておりますから、これは結構です。「悪い印象を持つている」

うことで、私も警察いたしまして、いろんな警察行政の中でもとりわけ暴力團に対する対策といふものを重点の一つに置いて強力にやつてきたつもりでございます。

御承知かと思いますが、一昨年設置いたしました暴力團総合対策要綱というものをつくりましたのが、その中でも警察における徹底した取り締まりと国民なり行政と一緒に暴力排除活動を徹底していきたい。それが合わさって暴力團を何とか壊滅に向けて対策をとつていただきたいということを申し上げておきますが、このような考えが、その中で一番市民から見てもつとやつてほしいというところで出てきたのが、今言つた暴力團犯罪の取り締まり、これに対して警察に不満があるというのが四四%で一番多いわけです。

だから、あの浜松の事件にしろ、それから朝日新聞襲撃事件にしろ国民党は、やっぱり暴力に対しても許せぬといふこの思いが非常に強いわけですね。警察も一生懸命やっておられるでしようけれども、もつと何とか暴力團を抑え込んでもらいたいとも思つてます。そういうことを中心にお話ししました。しかしこれは、あの中曾根前総理事務所に赤報隊の脅迫文が送られておりますように、共産党に限らずどの政党であつても、どの市民であつてもこういった暴力追放運動を含めた正当な社会活動や政治活動に對して、暴力團からの不法な攻撃や介入というものは絶対に許してはならぬ、そういう立場で私は対して、暴力團からの不法な攻撃や介入というものは絶対に許してはならぬ、そういう立場で私は暴力團に対する断固たる対策を本気になつて警察がおやりいたすこと、そしてまた、検察庁も協力してやつていただきこと、この総理府の世論調査にこたえてやつてほしいんですけど、この調査結果、どういうような所見を持つてごらんになつておられますでしよう。これは突然の質問ですが、警察庁の方から御意見を聞きたいと思います。

○説明員(深山健男君) お答えいたします。暴力團につきましては、その取り締まりあるいはその対策というものを徹底してもらいたいといふ問題もありますし、あるいは市民に対しましてあらゆる問題に介入をするというような暴力もござります。これは絶対に国民の敵でありまして、これを撲滅するためのみんなで努力をしていかなければならぬと存じます。

○橋本敦君 では、町田の問題で最後に警察に對共産党ばかりではなくございません、浜松における問題もありますし、あるいは市民に対しまして、これを撲滅するためのみんなで努力をしていかなければならぬと存じます。

○橋本敦君 言葉を聞いておきますが、この斎藤議員の住んでおる団地に右翼の宣伝カーブー松魂塾が押しかけて、これを撲滅するためのみんなで努力をしていかなければならぬと存じます。

騒音、まさに公害ですが、大声でがなり立てて、

斎藤出てこいとかなんとかわめき散らし、近所の人から警察に早く来て取り締まつてほしいという電話が相次ぎました。

なつて いるか、お 示しを いた だきたい と 思い ま す。

なつてゐるか、お示しをいただきたいと思いま  
す。

外者応援が年間延べ百万人だとか、パートを四千人雇うとか、それから贋抄本の作成作業を民事法学者会にて青二才十才未満の大卒ふくしてある、文書

可能性もあるんですね。

そこで大臣にお願いしたいのは、一度どこかの繁忙をきめる法務局を御視察いただいて、今後これら二つの問題の解決、人員養成について大臣として

そしてまた、今告訴をしたこの事件でも市中公然と宣伝活動をやっているところに車を乗りつけてきて、ぶつけるわそれでガラスを壊すわ、こう

いうことですから、近くの人も、我が党の関係者も含めて直ちに出動して規制してもらいたいということを要請したんですが、そこへ現場に来られたまで三十分、四十分という時間がかかって、

ますと、六十一年は二百四万八千件、六十年は百八十九万七千件、五十九年は百八十五万七千件、五十八年は百七十八万五千件、こういう推移でございます。

総論的に言つて、現在の国民のニーズに対しても法務局の登記関係職員の増加が見合うところまでいっていない、明らかにまだまだ足らぬという現状だと思いますが、局長の御認識はいかがで

でしょう。これを伺つて質問を終りたいと思ひます。

その間右翼はねめき散らし、爆竹を鳴らし、驟然とした状況をつくり上げてまさに無法の町の觀を呈している。こういうことに対して、今私が指摘した總理府の調査でも警察を頼りにしたい、しかしあつと早くやつてくれぬかといふことも含めて意見が出てると思うんですが、対応の速やかさ、右翼の不法行為や暴行に対して適切な、速やかな対応をもつとやつてもらいたいということが世論の要望ですが、いかがでしょうか。

○説明員(田口朝君) 町田で松魂塾等が宣伝活動を行いまして、ただいま御指摘のような事案があるということは承知をいたしております。私どもとしては、不法行為は看過しないという基本方針で、例えば彼らが街頭宣伝を行ふ地域はある程度

○橋本敦君(局長) 大まかなところでは登記事務かと  
どれだけふえているかというのを統計的に見ますと、昭和四十六年を一〇〇としますと、昭和四十七年  
六年に比べまして昭和六十一年までで大体二二五%、  
四十九万八千三百六十件に増大をしてい  
る、つまり二二五%ぐらいの増だというふうに私  
の方の資料では見ておるんですが、大体合ってお  
りますか。

○政府委員(藤井正雄君) 何年を基準にするかに  
よりまして指數が変わってまいりますので、私た  
だいま手元に四十六年を基準とした指數を持ち合  
わせておりませんから正確にお答えを申しかねま  
すが、昭和五十一年を基準にいたしますと昭和六  
十二年でおよそ一三〇ぐらいの指數になるとい  
ふうになつております。四十六年から五十一年ま  
での登記事件数の伸びは爆発的なものがございま

○政府委員(藤井正雄君) 登記事件数は戦後一貫して増勢を維持しておりますし、特に近年は大都市圏を中心としましてその伸びが著しいものがござります。私どもこれに対処するためいろいろな事務の合理化も図り、また機械も最新鋭のものを導入するなどして対処してまいりましたが、やはり人員の増はこれは不可欠でございまして、これについて毎年最重点でお願いをしてまいりました。しかし、現下の厳しい定員事情、予算事情のもとではこれにもおのずから限界のあるところござります。関係当局に最大限の御理解をお願い申し、また省内でもそのように進めてまいりまして、今のような増員の事情になつてはいるところでございまして、今後ともそのように努力をしてまいりたいと思っております。

そこで、予算のときにはある程度の増員を見たのですが、そこでございましてまいりました。

固定しております。警らの回数をふやす、あるいは松魂塾が街頭宣伝に出ておるというときには、これの動向監視に当たるということで、一生懸命市民生活の平和を守るために努力しているところでございます。

したから、先生の御指摘の数字は大体それに近いものではなかろうかというふうに推測をいたしております。

○橋本牧君 最後に法務大臣にお伺いしたくんであります。ですが、今お聞きいただきましたように、民事局長も今後とも人員増を含めて努力をするということになりました。ぜひやつていかで御見解の表明がございました。だきたいんですが、私たちも委員会としても東京の

の法務委員会でも取り上げられて、今後国際化が進んでいくだろう、それに適応に対処するためには予算面及び職員面において充実していくことが必要であるということを申し上げた次第でござりますけれども、けさはどの法務大臣の所信表明が

○橋本敬君 一層その点についての具体的な努力をお願いして、この点について質問を終わります。  
最後に、法務省に増員問題についてお伺いをして終わりたいと思います。  
最近登記事件数の激増は大変なものであります  
が、東京法務局について六十二年の登記申請事件は何件で、過去五年を見るとどれぐらいの増大に

んですが、それで法務局の方は本当に国民サービスについては追われ続けている現状ですね。本当に私は、そういう点では、法務局の人員要求は毎年度予算で法務省も努力をされてきたことはよくわかるんですが、実際にニーズを埋めるだけの増員がなされたかといいますと、今私が指摘した事件の伸びが二二五%に対して人員の伸びが一六%程度ということに見ておりますので追いついて

法務局の現状を調査に行つたことがござりますが、本当に職員は大変、また待つてゐる国民も大変、狭いところですからね、夏など大変です。だから、法務局職員の労働条件もさることながら、国民の方も大変。これはもう何とかしなきやいかぬなということをみんな共通の認識にしたんですねが、こういつた法務局の最近の事件増というのは、我が国の高度成長や土地問題でまだまだ続

演説の中でも、「今後とも出入国管理事務の迅速化と適正な処理及びそのための組織、体制の一層の充実強化に努めてまいりたいと考えております。」というふうにして述べられたように、予算及び人員の点で若干はふえております。しかし私は、それで果たして対応できるだろうか、その観点から質問申し上げる次第でございますが、最初に事実関係を確認しておきたいと思います。

日本人の出国者数及び外国人の入国者数がどのように変化してきているか、昭和六十年以降、六十二年と比較した数字をお知らせ願いたい。六十二年の上半期までは前にいたいた資料に載っておりますけれども、もう下半期の方も統計が出たこと思いますので、六十年、六十一、六十二年、その実数及び六十年を一〇〇としたパーセンテージ、わかれればお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(熊谷直博君) 六十二年全期にわたつて統計が出ております。昭和六十年から逐年でまず日本人の出国者数について申し上げたいと思います。六十年が四百九十四万八千三百六十六人、六十一年が五百五十一万六千九百九十三人、六十二年通年で六百八十二万九千三百三十八人でござります。これを昭和六十年を基準とした率で計算をいたしますと、昭和六十一年が一一・五%、昭和六十二年が一三八%ということになつております。

次に外国人の入国者数につきましては、昭和六十一年が二百二十五万九千八百九十四人、昭和六十二年が二百二万一千四百五十人、昭和六十二年が二百六十六万一千二百七十五人でございます。この昭和六十年は、筑波博その他で外国人の入国者数が非常にふえた年でござりますので、これを一〇〇といだしますと減つてくるわけでございますが、特殊な事情であつたかと存じます。昭和六十年を一〇〇といだしますと昭和六十一年は約八九・五%、昭和六十二年は約九五・七%というふとになつております。

○関嘉彦君 日本人の出国者数は確実に増加しておりますし、入国者数は今言われましたように六十年が特殊な年であつたと。しかし六十一と六十二年と比較しても、円高にもかかわらず入国者数が非常によく増大しているということは明らかだらうと思います。

次に、外国人入国者数に関しまして、不法入国でありますとか不法残留でありますとか、あるいは資格外活動などの入国管理法に違反している件

数を同じように六十年、六十年、六十二年を比較してお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(熊谷直博君) 資格外活動者及び資格外活動絡みの不法残留者ということで全体合わせて私どもはとらえておりますが、昭和六十年が総一千三百七名でございます。大変申しわけございませんが、六十年を一〇〇とした率を計算いたしておりませんので、すぐ計算させます。

○関嘉彦君 大体大きめに計算しましても、六十年を一〇〇として六十二年は二倍になつてゐるを見ていわけですね。

○政府委員(熊谷直博君) 約二倍以上になつてゐると思ひます、約二倍でございます。

○関嘉彦君 こういつたふうな違反を防止するための出入国管理業務関係の予算、もしそれだけを切り離すことができなければ入国管理業務全体についての費用でもいいんですけど、難民センターなんの費用も入つております。分離できな

いとすればその中に含められててもしようがないんですけれども、そうした出入国管理の予算が六十年と比較してどのくらいふえているかということと、それからまた、入国審査官及び入国警備官の定員がどの程度増員されているか、そのことをお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(熊谷直博君) 六十年度から申し上げますと、入国審査官及び入国警備官の増員査定数を申し上げます。

六十三年度、今現在の六十三年度の予算でございますが、入国審査官が二十二名、入国警備官が二名。他方、入国審査官九名及び入国警備官四名

十年は対前年度で五十九年に比べて減員が二名、差し引き増員でございます。六十一年が二名増。

六十二年度が三名増。それで、先ほど申しましたことしの、六十三年度の予算成立後の差し引きの純増が八名ということになつております。

予算金額の増につきましては、申しわけございませんが六十年からの比較ということでは現在手せんが、六十年を一〇〇とした率を計算いたしてお見せません。

○政府委員(熊谷直博君) 約一四・四%で若干伸びて、これはその中に難民センターの費用とかそういうのも入つております。出入国管理だけのちょっと予算というの

は事実でございますけれども、その伸び率は余りに少ないのでないか、先ほどの出入国する人数の数及び違反件数の増加、それに比べますとちよつと伸び率が非常に少ないよう思つてますけれども、これで大体やつていただける自信はあるのでござりますか。

○政府委員(熊谷直博君) 激増いたします事務量に対応して職員の数が、伸びが少ないと言われますのはそのとおりでございます。これに対応いたしました、私どもいたしましても合理化とか業務の機械化等を通じまして努力はいたしておりますけれども、非常に数は少ないということは事実でござります。

それで増員につきまして、定員の事情とか予算事情等がございますので、差し引き純で申しますと入国審査官が十二名、入国警備官が減員が二名ということになつております。これまで、適正な入管行政を今後遂行し得るようになつて、私どもいたしましても合理化とか業務の機械化等を通じまして努力はいたしておりますけれども、非常に数は少ないということは事実でござります。

○政府委員(熊谷直博君) 制度的に研修を行つておりますことをまず申し上げますと、幾つかの研修制度がございまして、新規採用者につきまして法務事務官系統、それから入国警備系統、両方合わせまして初任科あるいは初等科、初任科研修というものがございます。これが期間といたしまして四十日ないし六十日、研修員は二十五名が法務事

増ですかね、六十三年度。しかし、警備官の数は前年に比べまして減つていますね、二人ほど。

○政府委員(熊谷直博君) そのとおりでござります。これは昭和六十三年度のいわゆる査定でござります。

○関嘉彦君 不法残留とか資格外活動なんかを発するのは警備官の仕事なんでしょう。これはかなり先ほどの数字でふえているのに、むしろ減員などし、そういうようなことでかなり現実的には対応せざるを得ないという事情でございますが、

○政府委員(熊谷直博君) この内部努力と申しますか、業務処理の合理化に努めたり、内部的には必要に応じて違反調査に従事する警備官をふやすなどし、そういうようなことでかなり現実的には対応せざるを得ないという事情でございますが、

○関嘉彦君 人員をふやす、大いに努力していただきたいたいと思いますけれども、同時に入国関係の警備官の定員が減つているということは事実でございます。

○関嘉彦君 人間をふやす、大いに努力していただきたいたいと思いますけれども、同時に入国関係の警備官の定員が減つているということは事実でございます。

務官系統でございますが、警備官は四十名ということがあります。そのほかに普通科研修と申しまして、行政職の二級ないし三級、それから公安職、警備官の場合には公安職でございますが、同じく二級、三級レベルのところが中等科研修ということで三十日間の研修をいたしております。これは二十五人ぐらいで年二回行つております。そのほか、行政の三から五級、公安職の三から五級レベルで高等科研修というのを年間四十日、人員いたしまして五十名ということです。

そのほかに語学の委託研修を幾つかやつております。英語で申しますと、日本会話学院及び地方

入管の所在地にあります語学研修機関等で、場合

によつて違いますが、そういうところに委託をい

たしまして、六ヶ月の場合あるいは三ヶ月の場合あるいは長期の一年の場合もございます。そのほ

か、語学的には韓国語、中国語、ロシア語等の語

学につきまして、警察大学等の御協力を得まし

て、そういうところでの研修を一年間の委託期間でやつております。委託人員は延べ人員で七十六名になつております。

これは制度的に研修の制度を申し上げたわけ

でございますが、中央に参りまして、各地方から参

ります研修に、入管の当局の幹部が時々、私も含

めまして講話のよくなものをおいたすことがござい

ますけれども、研修の講義の内容ではなくて、心

構えということにつきまして私ども講話をすること

がござります。その段階で警備官及び審査官そ

れから入管の職員は国内における外交官であ

る、外國の方々が日本に参りましたときに最初に接する人たちがあなた方であるというようなこと

で、その辺につきまして非常にそういう外交官で

あるという認識を持て、自覚を持てといふような

こと。それから、これはあくまでも窓口である行政サービスであるから、この点についてしっかりと行政をするようにといふようなことで話をい

たしております。

○関嘉彦君 大臣にお伺いいたしますけれども、

するとか、こういった仕事の種類を列挙して追加していくく、そういう形でやられるのか、あるいは労働省あたりで考へているのは例えば労働許可を得た者、どの職種にかかわらず労働許可を得た者の入国は許すんだと、そういう方針で行かれるのか、決まつておりますならばお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(熊谷直博君) 法務省で現在考へておられます入管法の改正の方針と申しますのは、現在まで入国管理法がとつております基本的な考え方、すなわち今御指摘の第四条の在留資格制度というのを基本にいたしまして、これをもう少し明確化し、あるいは今まで十六の三で入つていたものをもう少し特定の在留資格として現在ある、列举しているものにつけ加える等をいたしまして明確化、合理化を図つていきたいということでございまして、私どもいたしましたことは労働省のお考えの中にあるような、さらにこのよだな制度に加えた雇用関係の証明書の発給とか、そういうことは今現段階では考えておりません。

私もまだ労働省の最近出されましたこの報告書、中間報告といふことで新聞等に出でておりますが、この点につきましては、なお事務的に法務省の内部でも検討をしなければいけないなどいうふうに考へておるところでございます。事務的には労働省の方にも伝えてございます。

○関嘉彦君まだ労働省の最後の方針は決まつてないようなんですが、今からどうこうということは早いと思ひますけれども、要はよく労働省の方と打ち合わせをして、これを法文化する場合でも一見してすぐわかりやすいようにしていただきたい、それが私の希望でございます。

それでわかりにくい例としまして、「先ほどちょつと言われましたけれども、ボツダム条令関係のやつが残つてゐるんじやないか、そういうのを整理しようといふうに言わされましたけれども、恐らくそれは第四条の第一項の十四で「本邦で永住しようとする者」、この問題ではないかと思うんです。これは一体どういう人たちを想定し

てこの条項は設けられたのか。

それからまた、今までこの十四号によつて在留資格を申請された人があるかどうか、上陸のときですね。その人数がわかりましたならばお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(熊谷直博君) 四の一の十四の資格は、この法文の規定で申しますと、「本邦で永住しようとする者」ということで規定されております。この在留資格、すなわち永住といふ取得する方法といたしましては、この四条の第一項の第十四号といふ方法のほかに第二十二条といふ規定がございまして、これも永住許可に関する規定でございます。

日本国に永住をしたいという目的で申請をいたします際に、私どもとして審査をする内容といたしましては、法律に基づきまして日本国の利益に合致する人、それから素行善良な人及び生計の自活の能力があるというような、大きく言いましてこの三つの点で審査をいたしますけれども、このほかに日本における在留状況というのが非常に審査の対象としては大きなものになるわけで、この四条の十四といふ手続で参ります方は、現在外国に住んでおつてそれで入国の際に永住したいという申請をして入つてこられる方ですので、過去の在留状況といふのはない方々でございますので、この方法で入つてこられる方々についてはなかなか審査が難しくございます。

そこで、「たんほかの在留資格で入つてこられた方々でかなりの期間日本に在留をしておられた方々が、その後日本に永住したいということで在留資格を変更するという手続によって永住許可を求めてくるのがほとんどでございます。それが二十二条の「永住許可」という手続によるものでございまして、この二十二条によります方々が年間四千件ぐらいございます。他方、四条の手続によつて入国に永住の資格を得ようとするといふ方々は、そういう事情でもございますのでかなり厳格な審査が必要となるわけで、この申請を行つてこられる方々はもう希有でございます。ほ

とんどのないということございます。

○関嘉彦君二十二条の、在留資格を変更しようと、これはよくわかるわけなんです。しかし、第四条の入国情のときに「本邦で永住しようとする者」というのは、一体何を考へてこういう規定ができるのか。今希有と言われたけれども、ゼロと考えいいわけですか、一件でもありましたか。

○政府委員(熊谷直博君) 私ども近年においてはこれはほとんどない、ゼロだと思つておりますので、そのようにお考へいただいて結構だと思いますが、ボツダム時代にできましてからこの申請が十四号であつたかどうかにつきましてはもう少し調べさせていただきますが、希有ということでござりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○関嘉彦君私は、これは恐らく占領軍の命令でこういう条項が残つたんだと思うんですけども、私は今度の改正のときに、こういうのははつきり削除してもらいたい。積極的に認めていくと

この号につきましてはこれから検討の対象とさせ

ますけれども、それを認めないというのでありますならばこれは削除してもらいたい。積極的に認めていくと申しますのは、それ以降第四条の第五項ですか、「第十四号に該当する者が、本邦に上陸しようとするときは、法務省令で定める手続により、あらかじめ、永住許可を法務大臣に申請して、その許可を受けなければならぬ」とあって、どういふ者を認めるかで「永住が日本國の利益に合する」と認めたときであるとか若干書いてある。それからその次の第五条には、例えは麻薬の常習者であるとか刑罰を犯した者、これはだめだと書いてあるんでけれども、こういう条文がありますと、これを読んで、おれは麻薬の常習者でもない、刑罰を受けたこともない、そして自分は日本に永住することによって日本國の利益に合致すると考えた人が、この条項を利用することによって申し込んでくるだろう、申請してくるだろう。そのときにそれを断るということは外国人に対しても非常に

な大きな誤解を与えることになる。

したがつて、この問題について方針をはつきり決めて、例えば最近のフィリピンあたりから、東南アジアあたりから日本の農村にお嫁に来たいといふうな人があって、観光ビザの三ヶ月では短いからせひとも日本人と結婚したいんだというので、日本に永住したい、そういう人が出てくるかもしれません。日本の男性と結婚すれば日本の國の利益になるから、そう考へてこの条項を利用して入つてくる人があるかもしれない。そういうのを入れる方針であれば私はいいと思うんですけども、入れない方針であるならばその点ははつきりさせさせていただきたいそのことを十分検討してやつていただきたいと思います。

○政府委員(熊谷直博君) 今回の改正のポイントの一つといたしまして、先ほど御説明申しましたことのほかに、外国人が申請します際にどのような要件を満たせば入国、在留を許可してもらえるかということ、そういう基準を明確にしておく必要があろうという点も一つでございまして、従来その基準は、多くの場合いわゆる入管当局の内規みたいなそういう基準であつたわけですが、これも例えば省令レベルでそういう基準をきちんと出して、それで申請者によくわかるようにいわゆる透明性を増大していくこと、ねらいも一つございます。

御指摘の「本邦で永住しようとする者」というこの号につきましてはこれから検討の対象とさせていただきますが、御指摘のように何かこれはボツダム政令時代の遺物であるかもしませんので、これをどうしていくかということにつきまして、御指摘のような御議論を踏まえつつ考えたいと思います。

最後に御指摘になられました日本人と結婚をして、その後永住をしたいという人が出てきはしないかという点でございますが、これは実は日本人の配偶者ということで入つてまいりますと簡単に永住資格がもらえるようなことに現在でもなつておりますので、その辺も、それを悪用してそういう

う人がたくさん出でてくるのが弊害であるといふことで認識されますならば、そういうことのないよう

うに考へて改正の際の検討にさせていただきたい

というふうに思つております。

○関嘉彦君 私がちょっとと例として挙げましたのは、配偶者が決まっている人ではなしに、それは未定なんです。しかし、日本人の男性と結婚したい、そ

い、あるいは日本人の女性と結婚したい、そういうので入つてくる人が、まあ非常に私はまれではないかと思うんですけれども、そしてそれが偽装結婚でなければ私は必ずしも拒否する必要もないのじやないかと思うんですけれども、ただこうい

うのを一度認めますと、それがだんだん拡大解釈されいきますので、もし認めるにしてもその場合には十分その限定条件を付すことが必要ではないか、そのことを今後の検討課題としてお願いしておきたいと思います。

これで質問を終わります。

○西川潔君 よいよ最後になりました。長時間お疲れでござりますが、よろしくお願ひいたします。何分法律には素人なものですから、ひとつわかりやすい御答弁をよろしくお願い申し上げます。

私は、第百七回の国会の委員会におきましてビデオテープの遺言ということでお願いをいたしました。きょうはまずそれに関連した質問からお願ひいたします。

昨年の十二月でございますが、殺人現場を収録したビデオテープが動かぬ証拠となりまして法廷に提出され、検察と弁護側が真っ向から対立した事件がございました。殺人が正当防衛か、このホテル嬢の客室殺人事件はその異常な内容もさることながら、一本のビデオテープがどのような判断を導くか注目を集めました。私も大変興味がございました。そしてまた少し古くはなりますが、ロツキード事件の控訴審のときには弁護側が現金の受け渡しの難しさを立証するために再現ビデオを提出するなど、ビデオテープが法廷に登場する例が大分ふえてきております。これはいつごろから

登場し始めたのでしょうか、まずお伺いしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) ビデオテー

ブが、刑事事件において犯罪事実に関する立証に使われる例が近年ふえておりまして御指摘のとおりでございます。そして、実際にはこのテー

ブに大きく分けますと二つの類型があるように思われます。一つは、犯行の状況等をいわば直接撮影したものでございます。もう一つは、警察等に

おける取り調べの際、被疑者が犯行状況を再現させてその模様を録画した、こういう性質のテープもございます。

そして、これらのビデオの利用がいつごろから始まつたということにつきましては、私ども的確な資料を持っておりませんではつきりしたこと

は申し上げられませんが、私どもの知る限り、昭和四十年代の終わりから五十年代の初めころでは

ないかと思われます。もつともそのころはごくそ

の例が少なかつたわけでございますが、それが最近次第にその数があえてきている状況にある、そ

のようなことであろうと思ひます。

○西川潔君 大体これまで全国でどれくらいの事

例があるか。それとまた、去年とか三年前、五年

前十年前ぐらいにわりましてどれぐらいある

かということはおわかりになりますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(吉丸眞君) まことに残念でございますが、これに関する統計等が全くございませんので、実際に行われた数等については把握し得ない状況でござります。

○西川潔君 権が一つお伺いしたいのは、今は御

は今申しましたような二つの面について十分調査

した上、それが証拠とすべきかどうかを決めるこ

とであろうというふうに考えております。

次に、問題となりますのは、そのように証拠に

なったビデオの証明力と申しますか、信用力と申

しますか、その評価の問題でござります。これに

つきましては、ビデオはありのままを映すという

意味ではその証明力が高いわけでございますが、

ただ、撮影や編集の過程で作為等が入る余地はな

いかということが問題になることもあります。またよく写真を読むという言葉が使われますが、一枚の写真につきましても、その内容をどう見るか

ということについてはいろいろな解釈が成り立つ

場合もございます。ビデオの場合にも程度の差

ましては、犯行の状況等を撮影したビデオにつきましては、それが客観的な状況をいわば機械的、光学的な方法で録画したという性質のものでござりますので、いわゆる伝聞証拠には当たらず、そのビデオが、その事件の犯行現場等を間違いなく撮影したものであるということが明らかにされば証拠となることができるというふうに一般に考えられております。この点はほぼ一致しているところだらうと思います。

次に、警察等の取り調べの際、被疑者が犯行状況を再現してみせた模様、これを録画したビデオにつきましては、実際の問題として被疑者が再現してみせた動作やしぐさが、被疑者のこうやりましたという供述と一緒にして証拠となるというような性質がござります。そのようなことから、このビデオにつきましてはそのビデオが被疑者の動作、しぐさ等を正確に録画したということだけではなく、被疑者が強制によらずに、いわば任意にそのような供述や動作をしたということが明らかにされる必要があるわけでございます。このようないことから、このビデオの証拠能力につきましては学説上いろいろな考え方が出ているわけでござります。

ただ、そのいずれの説をとりましても、實際上は今申しましたような二つの面について十分調査した上、それが証拠とすべきかどうかを決めるということについては、これまで争いがないところであろうというふうに考えております。

次に、問題となりますのは、そのように証拠に

なったビデオの証明力と申しますか、信用力と申しますか、その評価の問題でござります。これに

つきましては、ビデオはありのままを映すとい

う意味ではその証明力が高いわけでございますが、

ただ、撮影や編集の過程で作為等が入る余地はな

いかということが問題になることもあります。ま

たよく写真を読むという言葉が使われますが、一

ここに、ことし一月五日の朝日新聞の家庭欄の記事を持つてまいりましたのですが、その中に

「法的効力はないが高齢者が家族らに生前の姿を残す」という「遺言ビデオ」などは、一般にもかなり広がつて」きています。社会

的現象とまでなつてきておりますので、ぜひよろしく重ねてお願いをいたしたいと思います。

そしてまた、昨年十月ですか、失明者の自筆遺

言作成に当たり、運筆の助けだけならば他人が添

え手をするいわゆる二人書きの遺言についての最

高裁の判断がくだりました。判決の内容、二人書きが有効となる条件をお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(泉徳治君) 御承知のように民法九百六十八条は、遺言の一つといたしま

して自筆証書遺言というものを定めております。その要件といたしまして、「自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日附及び氏名を自書し、これに印をおさなければならぬ」、こういうふうに規定しております。

委員御指摘の昨年の最高裁の第一小法廷の判決は、この自書すなわち自分みずから書くという要件に関して判断したものでございます。

若干事件の内容を紹介さしていただきますと、この事件は、視力が衰えましてかつ手が震えて一人では満足な字が書けない七十三歳の方が、遺言書を作成するにつきまして奥様が背後からその手を握つて、遺言者がその書こうとする語句を一字ずつ発声し二人が手を動かして遺言書を書き上げた、こういうものでございます。

この判決は、今御指摘のありましたおり、病気その他の理由により、運筆について他人の添え手による補助を受けた自筆証書遺言が、自書の要件を満たして有効であるというための要件として三つの要件を掲げてございます。

第一は、遺言者が証書作成時に自書能力、すなわち文字を知つてこれを筆記するという能力を有すること。

二番目は、他人の添え手が遺言者の手用紙の正しい位置に導くにとどまるか、または遺言者の手の動きが遺言者の望みに任されていて、遺言者は添え手をした他人から単に筆記を容易にするための支えをかりただけであること。

それから、添え手が今申しましたようなものにとどまるということが筆跡の上から判定できること。

こういつた三つの要件を掲げておりますが、この事件におきましては、二人書き無効となるふうに判断した者、両方含めております。そこでまた高齢の方々は、例え余り学校に行つていらっしゃらない方は字も本当に書けない方もいらっしゃいます。微妙な問題を含むと思いまが、二人書きよりも、一日も早くビデオテープによる遺言、これは大変僕は子々孫々まで、いわゆる御先祖さんの顔もちゃんと残つて、大変子供たちの道徳にもいいのではないかと、こう思つております。ひとつ実現に向かましてこれらもお願いしていきたいと思います。難しいことが多々あると思いますが、どうぞ検討、努力していただきたいと思いますが、この時代にして、大臣、ビデオ遺言いかがでございましょうか。

○国務大臣林田悠紀夫君 百七回国において西川先生から御提言になりましたビデオ遺言制度でありまするが、極めて新しい考え方であると存じております。そこで、その後法務省におきましてはいろいろ研究をしておりますが、法律的にはおいろいろ問題があるようありますて、遺言についてだけ特にビデオの利用を認めるということがよいかどうかという問題もあるのでございます。そういうことで、さらに今後とも十分検討をしてまいります。

○西川潔君 それでは、次に移らしていただきまます。そこで、更生保護施設、保護観察、保護司についてお伺いいたします。

まず、更生保護施設とはどのような施設でしょうか。そしてまた、例えばそちらへ参りますとどういうふうなお世話をいただけるんでしょうか。

○政府委員(栗田啓二君) 次は、更生保護施設、保護観察、保護司についてお答えいたします。

埼玉県の方の問題につきましては、昨年の十一月末に財団法人清心寮という財団法人が設立されまして、この民間人のボランティアによります財団法人が主体となつて、ただいま問題になつております更生保護施設を建設する準備を進めておりますが、地元の方たちから更生保護施設をつくつてもらうのは困るという反対が寄せられておりま

す。

これにつきましては、その理由といたしまして

この更生保護施設におきましては、刑務所から出てまいりました者、この中には満期で出てきました者、仮釈放にてきました者、あるいは裁判所限りで釈放になつてきました者、あるいは裁判所の理由によりまして保護觀察になつております。それから、起訴猶予になりまして検察庁に執行猶予の判決をいたしました者、その他の方もいらしゃいます。微妙な問題を含むと思いまが、二人書きよりも、一日も早くビデオテープによる遺言、これは大変僕は子々孫々まで、いわゆる御先祖さんの顔もちゃんと残つて、大変子供たちの道徳にもいいのではないかと、こう思つております。ひとつ実現に向かましてこれらもお願いしていきたいと思います。難しいことが多々あると思いますが、どうぞ検討、努力していただきたいと思いますが、この時代にして、大臣、ビデオ遺言いかがでございましょうか。

○国務大臣林田悠紀夫君 百七回国において西川先生から御提言になりましたビデオ遺言制度でありまするが、極めて新しい考え方であると存じております。そこで、その後法務省におきましてはいろいろ研究をしておりますが、法律的にはおいろいろ問題があるようありますて、遺言についてだけ特にビデオの利用を認めるということがよいかどうかという問題もあるのでございます。

○西川潔君 実は、埼玉県ではこの施設が一ヵ所

もないと思っております。現在、浦和市内の更生

保護施設建設予定地ということで住民が反対して

いるということを聞いておりますが、現在はどう

なつてゐるんでしようか。また、その反対をする

理由などもお伺いしたいと思います。

○西川潔君 ただいま御指摘のとお

ります当事者でございますところの財団法人清心寮

の役員の方々などが、地元の方といろいろお目に

かかつては更生保護会の必要性を御説明し、御理

解をいたぐるよう努力いたしているところでござります。

これに対しまして、私どもの方では、出先にござります蒲和の保護觀察所、あるいは建設いたし

ます当事者でございますところの財団法人清心寮

の役員の方々などが、地元の方といろいろお目に

かかつては更生保護会の必要性を御説明し、御理

解をいたぐるよう努力いたしているところでござります。

○西川潔君 住民にとりまして、その施設を地

域内につくらず人里離れたところにつくると望ま

れる、それはわかるような気もいたします。

現実に、ことし一月十五日の夜、大阪の地下鉄

谷町四丁目駅構内での保護觀察対象者による女子

大生の刺殺事件が起こりました。保護觀察制度の

見直しも必要ではないかという意見もあります

が、しかし罪を犯した者だからといってのけもの

にし、社会からの隔離を繰り返しては、本来の地

域の中から更生をさせてあげるという意味が損な

われると思うのであります。

また、老人や身体障害者の方々についても、で

きるだけ住みなれた地域社会の中で生活をしてい

ただくことが僕はいいことだと考えます。そのた

めには、例えば老人の場合でしたら、在宅福祉

サービスの充実等を図る人所施設についても、地域住民の理解を得ながら地域社会との交流が可能なところに立地すべきと思うんですけれども、例えば大阪に住んでおりまして、本当にあいう事件がありますと不安でございます。例えばこういふ施設について厚生省の考え方と今後の取り組みの方針などを伺いたいと思います。

○説明員(眞野章君) 障害者施設並びに老人の福祉施設につきましては、私ども障害者対策並びに老人福祉施設におきまして、お年寄りや障害者などハンディを持つ方々につきましては、健常な方々と同様の生活が送れるという、いわばノーマライゼーションの理念に沿つて行われるべきものと考えております。厚生省といたしましては、寝たきりのお年寄りなどもできるだけ家族や隣人ともに生活を送れるような施策を講じております。例えはホームヘルパーの派遣でありますとか、デイサービス事業でありますとか各種在宅福祉サービスを拡充いたしまして、できる限り地域でお暮らしをいただけるという施策を講じております。また、御指摘のありました特別養護老人ホームなどの入所施設につきましても、人里離れたところではなくて町場につくっていただきまして、またその機能をデイサービスセンターでありますとか地域へ開放するということで、孤立化することなく地域の福祉の拠点として活用をしていただたいということで、最近では施設整備を行なう場合にも、地域特性も勘案しながらできるだけ都市部で施設の整備を指導しているところでござります。

○西川潔君 それでは次に、保護観察対象者と密なる接觸を必要とされている保護司の具体的な内容、そしてまた経歴、年齢構成についてお伺いいたします。

○政府委員(栗田啓二君) 保護司の方につきましては、保護司法という基本法がございまして、これに保護司になるべき方の使命あるいは要件等を記載しておりますが、ごく簡単に申し上げますと、保護司になるべき方につきましては、人格、

行動等について社会的信望がおありのある方で、このような事業に対して力を注いでくだされる肉體的なあるいは社会的な条件が整っているという方針などを伺いたいと思います。

○説明員(眞野章君) 障害者施設並びに老人の福祉施設につきましては、私ども障害者対策並びに老人福祉施設におきまして、お年寄りや障害者などハンディを持つ方々につきましては、健常な方々と同様の生活が送れるという、いわばノーマライゼーションの理念に沿つて行われるべきものと考えております。厚生省といたしましては、寝たきりのお年寄りなどもできるだけ家族や隣人ともに生活を送れるような施策を講じております。例えはホームヘルパーの派遣でありますとか、デイサービス事業でありますとか各種在宅福祉サービスを拡充いたしまして、できる限り地域でお暮らしをいただけるという施策を講じております。また、御指摘のありました特別養護老人ホームなどの入所施設につきましても、人里離れたところではなくて町場につくっていただきまして、またその機能をデイサービスセンターでありますとか地域へ開放するということで、孤立化することなく地域の福祉の拠点として活用をしていただたいということで、最近では施設整備を行なう場合にも、地域特性も勘案しながらできるだけ都市部で施設の整備を指導しているところでござります。

○西川潔君 よくわかりましたですが、重要な、大変な本当にお仕事だと思います。でもこの方々が、聞くところによりますと、本当にほとんどの方が愛情を持ってボランティアでいることです。が、今の時代でなかなかボランティアという、無料でお世話になるということに少し僕は疑問を抱くのですが、何とかこれは有償には、お金を支払ってもらつと人数をふやしていくだけよくなつて、足らない部分をリカバリーしていくだけよくなることにはならないものでしょうか。

○政府委員(栗田啓二君) まことにありがたい御指摘をいただいております。私どももいたしまして、保護司の方に対する報酬を支給しないと、そこ時間の制約もなしに夜、夜中でも対象者が訪ねてくる。あるいは電話をかけてきて先生助けてと、自分でタクシー雇つて飛んで行って相談に乗つてくださる。これはいわゆる役人根性ではとてもできないものだと思っております。このような御活躍をボランティアなるがゆえに發揮してくださっている。私どもは正直に申し上げまして、保護司の方々だからやつてくださっているんだと申さざるを得ないと思つております。

そういうことで、この保護司さん方のお働きを報酬に換算するということはとても難しいような感じがいたしております。その保護司さん方のお気持ちが甘えているというのは大変申しわけないことでございますが、ただわざかながら私どもといたしましては、いわゆる実費弁償金という名目で、事件を担当していただきますと月にわずかずつの大変費ということでお渡ししておりますが、これが必ずしも実費を満たすものではないと思つております。例えば、対象者が訪ねてきたと、まあ

いたしませんこういう保護観察制度が、私どもが申し上げますと大変口幅つたいようでございますが、世界的に評価される成果を上げておりますことは、実はこの保護司さんの制度に負うところが大きい、このように思つております。保護司さんは、まさに委員御指摘のようにボランティアでござります。職業公務員ではございません。職業公務員の場合でございますと勤務時間でございますとか、その成果に対する適正な給与というようなことで非常にややつこしい話が出てまいります。

○西川潔君 よくわかりました。私は公務員、一般家庭の主婦の方、いろいろございまして、非常にバラエティーに富んでおります。

○西川潔君 よくわかりました。私は公務員、一般家庭の主婦の方、いろいろございまして、非常にバラエティーに富んでおります。

これに對しまして我が國の保護司さんは、自分たちはもちろん保護司法で報酬を支給しないと書いてございますが、それをいわば勲章のようになりますが、無報酬でこの保護観察に従事していると、我々は無報酬でこの保護観察に従事していると、そのことに大いに意義を感じてくださつて、それこそ時間の制約もなしに夜、夜中でも対象者が訪ねてくる。あるいは電話をかけてきて先生助けてと、自分でタクシー雇つて飛んで行って相談に乗つてくださる。これはいわゆる役人根性ではとてもできないものだと思っております。このようないい御活躍をボランティアなるがゆえに發揮してくださっている。私どもは正直に申し上げまして、保護司の方々だからやつてくださつているんだと申さざるを得ないと思つております。

○西川潔君 いい御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。

そこで、労働省の方にお伺いしたいんですが、我が國も高齢化社会になります。定年後働く意欲があつても働く職場がない。これはもういろんなところへ、老人ホームに参りますと潔さん元気やねん、仕事ないかと言う、おばあちゃんでもおじいちゃんでもそうですが、仕事をしたいんですが、それが必ずしも実費を満たすものではないと思つております。例えは、対象者が訪ねてきたと、まあ

晩飯でも食つていけということで食事をなさる。その費用なんかとても出る費用ではございません。しかし、保護司さん方も、今お国の財政事情がきついことはわかつてゐるんだと、政府の方も努力してくれているのはわかっているんだから、まあ何とかこれで辛抱して一生懸命やつてやるというお気持ちで、そういうことをおつしやらすに大変な御努力をいただいているところで、この席をかりて全国の保護司様方に厚く御礼を申し上げる次第でございます。

○西川潔君 いい御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。

僕もそういう方々を何人か存じ上げておるんですけども、本当にお金がかかります。たまの休みに訪ねてくると、シーズンですと一緒に花見に行こか、映画に行こかというようなことで、潔さん、金要りまつせといふような話を聞いております。まあよくしててくれるからおんぶにだつてお聞き及んでおります。

僕もそういう方々を何人か存じ上げておるんですけども、本当にお金がかかります。たまの休みに訪ねてくると、シーズンですと一緒に花見に行こか、映画に行こかといふようなことで、潔さんは余りよいことではないと思います。

ここへ来てまだ二年足らずですが、法務省といふのは予算のとり方が下手なところやなといふに感じておる。これは大臣の答弁は結構ございまますが、もう少しそういうふうな方面には予算をとつていただきたいともいいんではないかなというふうに、僕個人、大阪弁で言う何でやろと、そんな気持ちはいたします。また、保護司一人当たりの観察対象者がそれだけの人数を担当するのならば、いわゆるお金もかかります。たくさん訪ねてもらきます。一人で二人も三人もというのではなくて、観察対象者がそれだけの人数を担当するのならば、いわゆるお金もかかります。たくさん訪ねてもらいます。

そこで、労働省の方にお伺いしたいんですが、我が國も高齢化社会になります。定年後働く意欲があつても働く職場がない。これはもういろんなところへ、老人ホームに参りますと潔さん元気やねん、仕事ないかと言う、おばあちゃんでもおじいちゃんでもそうですが、仕事をしたいんですが、それが必ずしも実費を満たすものではないと思つております。例えは、対象者が訪ねてきたと、まあ

ていたら、このことが僕は本当にできることであると思うんですが、現在のそういう状況、将来の推計をお伺いしたいと思います。

○説明員(木村富美雄君) 先生御指摘のように、現在見てみますと、雇用情勢全体としては改善傾向にございますが、産業構造の転換が進んでおるというような状況の中、高年齢者の雇用情勢というものは依然として厳しい状況が続いております。ちなみに、例えば完全失業率を見てみると、昨年全体としては一・八%という数字でございましたが、五十五歳を超えた方たちを見てみると、三・四%というような数字になつております。また、これから日本の社会も本格的な高齢者社会を迎えるとしております。そうした中で、我が国として活力のある社会を維持していくということのためには、高年齢者の雇用の場を確保していくことが非常に重要ではないかというふうに考えております。

こういった観点から私どもいたしましては、高年齢者雇用安定法、この法律に基づきまして六十歳定年の定着あるいはこれを基盤とした六十五歳程度までの継続雇用の推進、また失業しておられる高年齢者の方たちの再就職の促進といった点に努めてまいりたいと考えておりますが、特に、六十三年度につきましては、今申し上げましたような政策を重点的に行なうという点から、産業・地域・高齢者雇用プロジェクトというものを労働省としては推進するということにしております。こうした中で、高齢者雇用の問題について鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○西川潔君 ありがとうございました。二十分までということでございましたが、最後に一問だけ質問させていただきたいと思います。

全国いろいろ回りまして本当に元気なお年寄りが仕事が欲しい。そしてまた、先ほどの外国の就労者であります、自分は心配するところ、本当にこちらへ単純労働で入つてこられます。長く日本において結婚でもされて、今でも我が国の将来の社会保障の問題なんかが多々ございますが、そ

ういう人たちが結婚し子供をつくり、その子供たちが学校へ行き、また外国から来た人たちが高齢者になる。そうすると将来のその人たちの社会保障などもどうなるのかな、そんな不安も抱いているわけでございます。

そこで、そういう人たちの豊富な知識と経験を生かしていただき、保護司の職務についていただいているわけですが、この場合、ボランティアというよりも政府が本当にこのお仕事に対し報酬を出していただければ雇用対策にもなると思いますが、現実には難しくことはよくわかりますが、生活の安定される方々の生きがい対策のまた一つとしてやれる方はやつていただきたいということで、また保護司の増員を図り保護司と観察対象者を一对一のマンツー・マンにすれば観察対象者にも目が行き届き、地域の住民の方々も少しは安心し、また理解していただけると思います。そうすると、一つでも二つでも施設もあえるのではないか、こういうふうに考えておりますが、最後に法務大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(林田悠紀夫君) 保護司さんの現在の平均年齢が六十一歳でございます。そこで、七十年になられましてもなお元気に活躍をいただいている方もございます。ところが、この保護の対象になる人は四分の三が少年でございます。そしてまた、犯罪を犯してきた人もあるというようなことでありまして、なかなかこの保護というものが面倒な仕事をございます。そういうことから、実はこの保護司さんをお願い申し上げますのは各地域の保護観察所長が推薦をいたしまして、そして保護司選考会というのがありまして、そこで選考してもらつて法務大臣が委嘱を申し上げる。こうしたことになつておるんですが、そういうのしかけまして元気な方でやつていただけるという方がありましたが、またお願いを申し上げたいと存じます。

○西川潔君 どうもありがとうございました。

○委員長(三木忠雄君) 以上をもちまして法務省所管に関する質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時二十二分散会  
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のようにより改訂する。

第一条の表中「七七九人」を「七八四人」に改め  
第二条中「二万三千三百五十一人」を「二万三千三百七十六人」に改める。

#### 附 則

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案

(不動産登記法の一部改正)  
不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案

第一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改訂する。

目次中「第五章 審査請求(第百五十二条—第一百五十七条ノ二)」を「第四章ノ二電子情報処理組織ニ依ル登記ニ関スル特例(第百五十五条—第一百五十七条ノ二)」とし、第五章 審査請求(第百五十二条—第一百五十七条ノ二)を「第五章 審査請求(第百五十二条—第一百五十七条ノ二)」とする。

第二十四条ノ二第二項中「二十年間」を「三十年間」に改め、同項に次のたなし書を加える。  
「地図」を「又ハ地図」に改め、「又ハ前項ノ規定ニ依ル証明書」を削る。

第二十一条ノ二を削る。

ノ二—第一百五十五条ノ八)に改める。

第二十一条第一項後段を削り、同条第二項中「地図」を「又ハ地図」に改め、「又ハ前項ノ規定ニ依ル証明書」を削る。

第二十四条ノ二第二項中「三十年間」を「三十年間」に改め、同項に次のたなし書を加える。  
但土地ノ登記用紙ニ付テハ其保存期間ハ五年間トス

第二十四条ノ二第三項中「第二十一条及ビ二年間トス

第二十二条ノ二を「及ビ第二十一条」に改める。

第二十四条ノ二第三項中「第二十一条及ビ二年間トス」を「及ビ第二十一条」に改める。

第二十四条ノ二第三項中「第二十一条及ビ二年間トス」を「及ビ第二十一条」に改める。

第二十四条ノ二第三項中「第二十一条及ビ二年間トス」を「及ビ第二十一条」に改める。

第二十四条ノ二第三項中「第二十一条及ビ二年間トス」を「及ビ第二十一条」に改める。

第二十四条ノ二第三項中「第二十一条及ビ二年間トス」を「及ビ第二十一条」に改める。

第二十四条ノ二第三項中「第二十一条及ビ二年間トス」を「及ビ第二十一条」に改める。

第一百五十二条 法務大臣ノ指定スル登記所

(以下指定登記所ト称ス)ニ於テハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ登記事務ノ全部又ハ一部ヲ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フコトヲ得此場合ニ於テハ登記簿ハ磁気ディスク(之ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確実ニ記録シ得ル物ヲ含ム)ヲ以テ之ヲ調製ス

前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第一百五十三条 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ前条第一項ノ登記簿ニ記録シタル事項ノ全部又ハ一部ヲ証明シタル書面(以下登記事項証明書ト称ス)ノ交付ヲ請求シ又ハ手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ登記事項証明書ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

指定登記所中別ニ法務大臣ノ指定スル甲登記所ノ管轄ニ属スル不動産ニ付テノ登記事項証明書ノ交付ノ請求ハ指定登記所中別ニ法務大臣ノ指定スル乙登記所ニ於テモ之ヲ為スコトヲ得前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第一百五十四条 登記官ハ申請書ノ送付ヲアラビア数字ヲ用キルコトヲ得

第一百五十五条 登記ヲ添附シテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ電子情報処理組織ニ依リテ登記ヲ為ストキハ登記スペキ権利ノ目的タル不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為シタル共同担保目録ヲ作成スルコトヲ得第百二十七条第三項又ハ第百二十八条第二項ノ規定ニ依リ共同担保目録ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ亦同ジ

第一百五十六条 第百五十三条乃至前条登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十七条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価第一項及ビ前項ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一

第一百五十八条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十九条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六一条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十二条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十三条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十四条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十五条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十六条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十七条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十八条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十九条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

ト為ルニ至リタルトキハ現ニ効力ヲ有スル登記其他ノ法務省令ヲ以テ定ムル事項ニ係ル登記ヲ新登記簿ノ登記記録ニ移スコトヲ得

第七十六条第二項及ビ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同条第二項中「登記官捺印スル」トアルハ「登記官ヲ明カナラシムル措置ヲ為ス」ト、同条第三項中「前

登記用紙」トアルハ「前登記簿ノ登記記録」ト

読替フルモノトス

第一百五十二条第一項ノ登記事項証明書其他電子情報処理組織ニ依リテ作ルベキ書面ニ金錢其他ノ物ノ数量、年月日及ビ番号ヲ記載スルニハ

アラビア数字ヲ用キルコトヲ得

第一百五十三条第一項ノ登記官ハ申請書ニ共同担保

目録ヲ添附シテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ電子情報処理組織ニ依リテ登記ヲ為ストキハ登記スペキ権利ノ目的タル不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為シタル共同担保目録ヲ作成スルコトヲ得第百二十七条第三項又ハ第百二十八条第二項ノ規定ニ依リ共同担保目録ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ亦同ジ

第一百五十四条 第百五十三条乃至前条登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十五条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十六条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十七条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十八条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百五十九条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十二条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十三条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十四条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十五条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十六条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十七条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一百六十八条 第百五十三条ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書の交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則(第一百四十四条—第一百二十一条)」を「第三章の二 電子情報処理組織による登記」に改める。

登記に関する特例(第一百三十三条の二—第一百三十三条)」に改める。

第十一条中「何人でも」の下に「手数料を納付して」を加える。

第十三条中「前二条」を「前三条」に改める。

第三章の次の一章を加える。

第三章の二 電子情報処理組織による登記に関する特例

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第一百三十三条の二 法務大臣の指定する登記所(以下「指定登記所」という。)においては、法務省令の定めるところによりその事務の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登記簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事務を確実に記録することができる物を含む。)をもつて調製する。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(登記事項の摘要を記載した書面の交付)

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

を証明した登記事項証明書の交付の請求は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においてもすることができる。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

5 登記事項証明書は、第三十八条第二項、第六十七条第三号(第七十七条において準用する場合を含む。)及び第一百四十四条第三項の規定並びに民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、非讼事件手続法(明治三十一年法律第十四号)その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

6 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

5 登記事項証明書は、第三十八条第二項、第六十七条第三号(第七十七条において準用する場合を含む。)及び第一百四十四条第三項の規定並びに民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、非讼事件手続法(明治三十一年法律第十四号)その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

6 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

を証明した登記事項証明書の交付の請求は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においてもすることができる。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

5 登記事項証明書は、第三十八条第二項、第六十七条第三号(第七十七条において準用する場合を含む。)及び第一百四十四条第三項の規定並びに民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、非讼事件手続法(明治三十一年法律第十四号)その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

6 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。



くは第十二条第一項]を「第十条、第十二条第一項、第十二条第一項、第一百十三条の三、第一百三十条の四第一項若しくは第一百十三条の六第五項」に改める。

(登記簿の改製等の経過措置)

第十二条 この法律の規定による不動産登記法、商業登記法その他の法律の改正に伴う登記簿の改製その他の必要な経過措置は、法務省令で定める。

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案反対に関する請願(第三八四号)(第三八五号)

第三八四号 昭和六十三年三月一日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 砂田次恵 外十九百十二名

紹介議員 講山 博君  
刑事施設法案は、第百回国会で廃案となつた法案に修正を加えたものであるが、行刑の近代化などのうたい文句に反し、法制審議会の監獄法改正要綱からも大幅に後退し、あるべき現行監獄法の改正とはほど遠いものである。しかも、日弁連が反対するなど法曹界のコンセンサスさえできていない。この法案は、拷問・自白強要・えん罪の温床として、その廃止が叫ばれてきた代用監獄(警察の留置場)を温存し、その恒久化を図る内容となつてゐる。その上、施設の長が、既決・未決の区別なく、被収容者と弁護人との面会や信書のやり取りをあいまいな要件の下で制限したり、防声具や拘束台を使用されることまで許し、戒告から閉居に至る懲罰を加えるなど、被収容者の基本的人権を著しく侵害するものである。この法案が成立すると、留置施設法と一体となつて、平和と民主主義、生活と権利のための諸運動を抑圧し、国民の自由と人権を根底から奪かすことにつながる。については、憲法及び刑事訴訟法が定める

人権保障の諸原則をゆるがし、警察国家への道につながるこの法案に強く反対し、速やかに廃案とされたい。

第三八五号 昭和六十三年三月一日受理

刑事施設法案反対に関する請願

請願者 横浜市金沢区並木三ノ七 高橋健夫 外二千六百三十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、予備審のための付託は一月二十九日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第五九一号)

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第六六四号)

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑事施設法案の早期成立に関する請願(第六六四号)

第五九一号 昭和六十三年三月十一日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 千葉県松戸市松戸新田二七一 渡谷藤吉 外二百三十八名

紹介議員 倉田 寛之君

刑事施設法案を一日も早く成立させ、施行された

理由

監獄法は、明治四十一年に制定され、その後実質的な改正がなされていない法律であつて、現在の我が国の社会事情、国民意識、刑事政策思想から著しく隔たつてゐる。受刑者の释放後の保護観察を担当する更生保護にとつても、その早期改正が待たれている。現在、国会に提出されている刑事施設法案は、受刑者の改善更生を図るための制度を整備するなど、真に我が国行刑の近代化、国際化、法律化を目指したもので、更生保護と矯正との連携をより緊密にし、受刑者の円滑な社会復帰を図らうとするものである。

第六六四号 昭和六十三年三月十七日受理

刑事施設法案の早期成立に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋三ノ一、五七一 西澤應一 外三十二名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

昭和六十三年四月十三日印刷

昭和六十三年四月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局